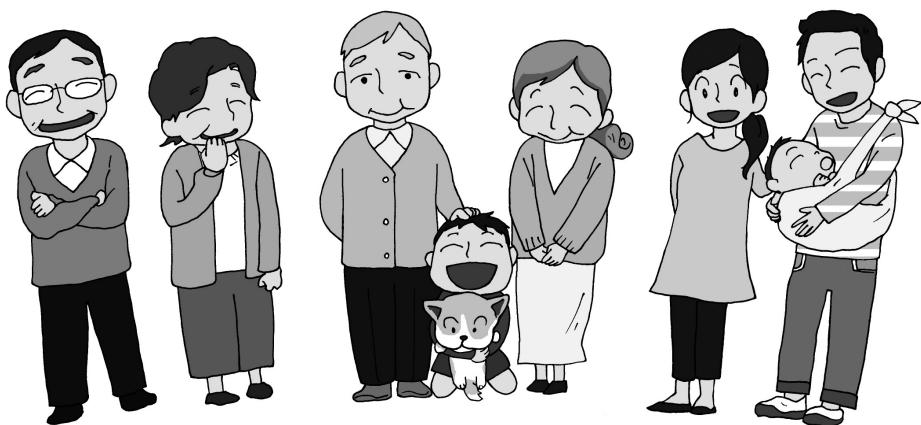


調布市福祉のまちづくり推進計画



平成 24 年 3 月

調 布 市

はじめに

わが国は急速な少子高齢化の進行により、平成 25 年には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会を迎えるとしております。福祉のまちづくりを進めるに当たっては、これまでの高齢者や障害者など特定の人への個別的な取組から、年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての人が利用しやすいよう、バリアフリーから一歩進んだユニバーサルデザインの考えに基づく取組が求められています。



一方、調布市におきましては、本年 8 月に、当初の都市計画決定から 40 年余りが経過した京王線の地下化工事が完了し、鉄道で南北に分断されていたまちが市制施行以来、初めて一つになります。まちづくりの大きな節目を迎えるに当たり、市といたしましては、「調布市福祉のまちづくり条例」に基づき、ソフト・ハード両面から、活気とうるおいのある魅力的なまちづくりを進めるため、「調布市福祉のまちづくり推進計画」を策定いたしました。

計画策定に当たりましては、地域福祉計画をはじめ、福祉関連施策や他の計画とも整合性を図りながら、教育、住宅、建設、交通、防災、防犯等あらゆる分野の施策を盛り込んでおります。調布市地域福祉推進会議の委員の皆様をはじめ、調布市民福祉ニーズ調査等に御協力いただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

施設の整備等の充実だけでなく、高齢者、障害者等に対する理解と協力を促進するために、市民相互のこころのバリアフリーを推進し、基本理念にある「みんなの笑顔があふれ、ゆたかで、あたたかいまち」の実現を目指してまいります。

市民の皆様が住み慣れたまちで快適に暮らし続けることができるまちづくりに向け邁進してまいりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。

平成 24 年 3 月

調布市長 長友 貴樹

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 計画の目的	1
第2節 国や東京都等の動向	2
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の推進体制	6
第2章 福祉のまちづくりの現状	7
第1節 人口の状況	7
第2節 要援護者の状況	9
第3節 ニーズ調査の結果	10
第4節 地域別公聴会での意見	15
第5節 調布市市民意識調査での意見	16
第6節 市民会議分科会からの意見	17
第7節 まちあるきワークショップでの意見	19
第3章 福祉のまちづくりの基本的方向	22
第1節 基本理念	22
第2節 基本目標	23
第3節 施策体系図	24
第4章 施策の展開	25
第1節 誰もが活動しやすいまちづくりの推進	25
第2節 誰もが安心して生活できるまちづくりの推進	45
資料編	72

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画の目的

高齢者や障害者も自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら、就労・趣味や地域活動、ボランティア・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動に参加できる環境づくりが求められています。そのためには、道路や建築物等における段差の解消をはじめ、高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている様々なバリアを除去することが必要です。

一方、福祉のまちづくりを推進するうえでは、これまでの高齢者や障害者などの特定の人への個別的な取組から、年齢や障害の有無などにかかわらず、全ての人が利用しやすいよう、「バリアフリー」から一步進んだ「ユニバーサルデザイン」の考えに基づく取組も重要なとなっています。

調布市では、平成9年（1997）に施行された福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正し、平成21年（2009）10月1日に施行しました。

この条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いであり、「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である」としています。

さらに、「保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮」や「市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営み」が必要であるとしています。

そのため、この計画は、本条例第7条に基づき、条例の理念を踏まえつつ、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定しています。

第2節 国や東京都等の動向

1 国等の動向

国はこれまで、平成6年（1994）に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）、平成12年（2000）に「交通バリアフリー法」を施行し、バリアフリー化を促進してきました。

その後、社会状況の変化を受け、平成17年（2005）に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方方に立ったバリアフリーの推進を示しました。

そして、これをもとに、「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー法」を平成18年（2006）に施行するに至っています。

平成20年（2008）には、国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されています。

また、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に、日本は平成19年（2007）9月に署名し、批准に向けての取組を開始しました。今後、国内法制度の整備が求められることになります。この条約は、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別の禁止、社会への参加等を一般原則と規定し、保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めたうえで、促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

今後の福祉のまちづくりは、「障害者の権利に関する条約」を取り巻く動向も踏まえて進めていくことが必要です。

2 東京都の動向

東京都では、平成7年（1995）に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、都市基盤施設や施設建築物における整備基準を定め、福祉のまちづくりを進めてきました。平成16年（2004）7月には改正ハートビル法に基づく「ハートビル条例」を制定し、これまでの取組を引き継ぐとともに、さらにバリアフリー化を推進するため、ハートビル法に定める対象用途への追加（学校、共同住宅、保育所等）、共同住宅を除く全ての用途において対象規模を引き下げ、義務化の基準を強化しています。

平成17年（2005）8月には、さらなる福祉のまちづくりを推進するため、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）から「ユニバーサルデザインガイドライン」が提案されています。また、バリアフリー法の施行に伴い、「ハートビル条例」は「建築物バリアフリー条例」として、平成18年（2006）12月に公布、施行されています。

さらに、本格的な少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、「東京都福祉のまちづくり条例」の改正に向けた検討が開始され、平成20年（2008）11月、条例改正の基本的考え方が示されました。東京都はこれを受け、平成21年（2009）4月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しています。この条例改正により、ハード・ソフトの一体的なまちづくりが促進されています。

■国や東京都等の福祉のまちづくりに関する動向

福祉のまちづくりに関する社会情勢

- 少子高齢化の進行⇒高齢者、妊婦、子ども、子ども連れの人に配慮した環境整備
- ノーマライゼーション理念の浸透⇒個人の状況に関係なく、一人ひとりの選択と自己決定により社会に参加できる環境づくり
- バリアフリーの充実⇒物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的な全ての障壁への対処
- ユニバーサルデザインの普及⇒はじめから障壁をつくることなく、誰にとっても利用しやすいデザインとする意識の高まり
- 障害者を取り巻く法整備の動向⇒平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約」を批准するため、進められる国内法の整備

国に関連する動向

ユニバーサルデザイン政策大綱
(国土交通省／平成17年)

交通バリアフリー法
(平成12年施行)

ハートビル法
(平成6年施行)

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱
(内閣府／平成20年)

バリアフリー法
(平成18年施行)

一本化

東京都に関連する動向

東京都福祉のまちづくり条例
(平成7年制定、21年改正)

ユニバーサルデザインガイドライン
(平成17年)

ハートビル条例
(平成16年施行)

改正

建築物バリアフリー条例
(平成18年施行)

調布市に関連する動向

調布市福祉のまちづくり条例 (平成9年施行 平成21年10月改正)

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

策定の必要性を明記

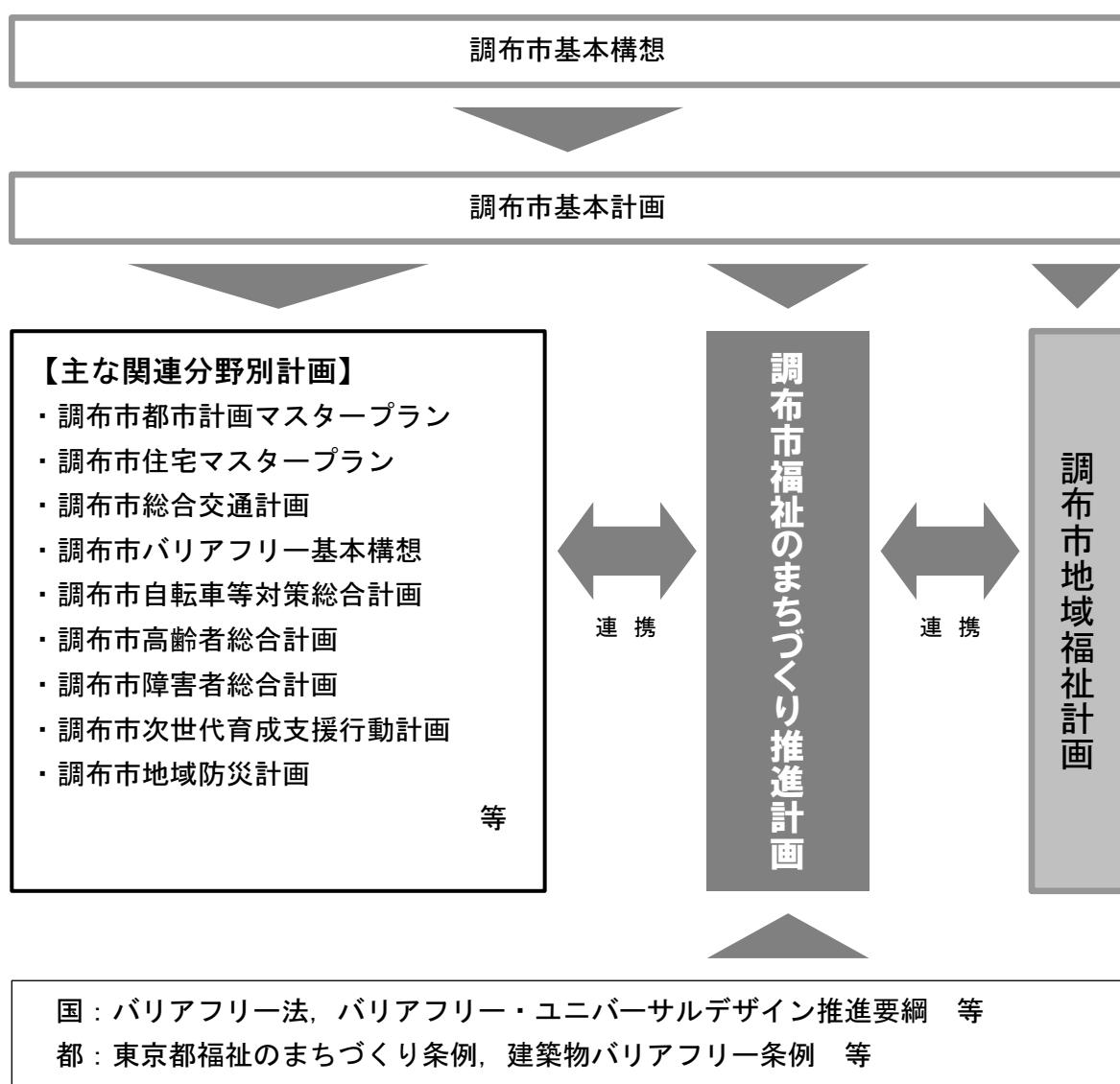
調布市福祉のまちづくり推進計画

第3節 計画の位置付け

この計画は、福祉のまちづくり条例に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進にかかる福祉、教育、住宅、建設、交通、防災、防犯等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画とします。また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけでなく、改修などによる既存の施設等にもできる限り条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合性を図っていきます。

■計画の位置付け



第4節 計画の期間

計画の期間は、地域福祉計画と同様に平成24年度（2012）から平成29年度（2017）までの6年間を対象としています。また、計画期間の最終年度には、次期計画に向けた見直しを行います。

年度 計画名	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34								
調布市総合計画	基本構想		基本構想																		
	基本計画		前期基本計画																		
			改定基本計画								後期基本計画										
調布市福祉のまちづくり推進計画			本計画期間																		
調布市地域福祉計画	計画期間		計画期間																		
調布市高齢者総合計画	計画期間		計画期間			計画期間			計画期間			計画期間									
調布市障害者総合計画	調布市障害者計画	計画期間		計画期間																	
	調布市障害福祉計画	計画期間		計画期間			計画期間														
調布市民健康づくりプラン		計画期間																			
調布市次世代育成支援行動計画		計画期間																			
調布市食育推進基本計画		計画期間																			
調布市教育プラン		計画期間				計画期間				計画期間											
調布市文化・生涯学習によるまちづくり推進計画		計画期間																			
調布市スポーツ振興計画		計画期間																			
調布市都市計画マスター プラン		計画期間																			
調布市住宅マスター プラン（第二次改訂版）		計画期間																			
調布市総合交通計画			計画期間（～平成42年）																		
調布市バリアフリー 基本構想				計画期間																	
調布市自転車等対策 総合計画		計画期間（～平成37年）																			
調布市地域防災計画		期間の定めなし																			
調布市災害時要援護者避難 支援プラン（全体計画）		期間の定めなし																			

第5節 計画の推進体制

福祉のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくためには、市（行政）のみならず、市民や事業者とも相互に連携を図りながら一体となって進めていくことが必要です。

1 市民の役割

調布市福祉のまちづくり条例第4条では、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

市民は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの取組について理解を深めるとともに、積極的に参画することで、その推進に寄与することが求められます。

2 事業者の役割

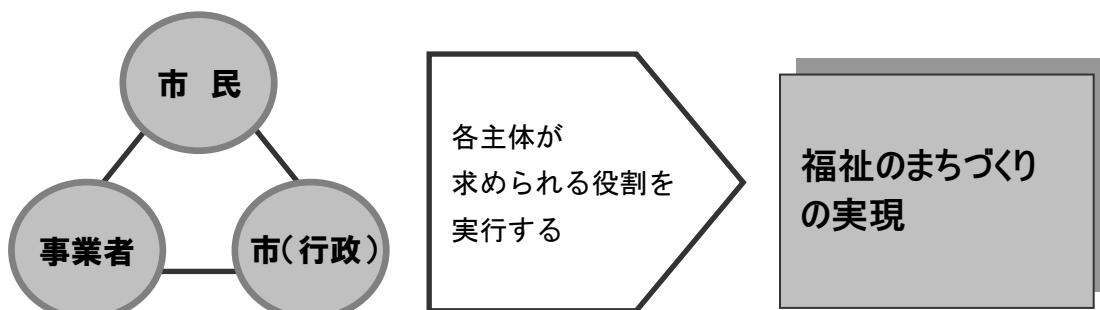
調布市福祉のまちづくり条例第5条では、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、施設を新築や改修する場合、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めるとともに、やさしさや思いやりを持って、目配りや気配りなどに配慮したサービスの提供に努めることが求められます。

3 市（行政）の役割

調布市福祉のまちづくり条例第3条では、「市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

市は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するため、職員一人ひとりがユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりをさらに認識し、施策を実行することが求められます。



第2章 福祉のまちづくりの現状

第1節 人口の状況

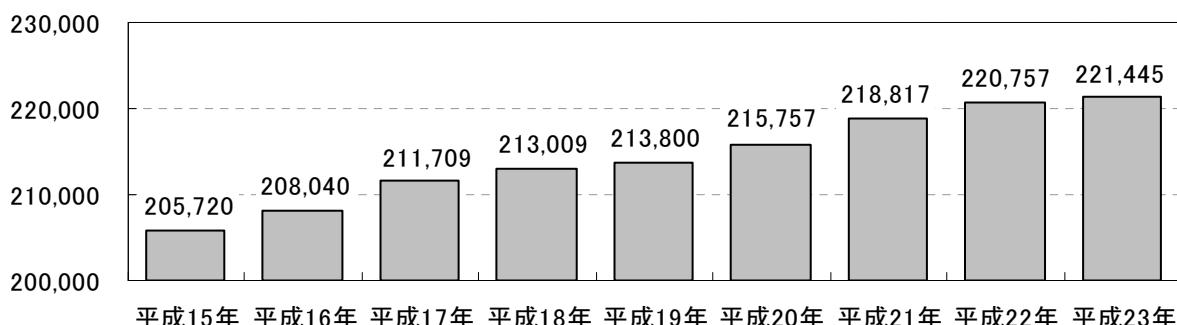
1 総人口の推移

調布市の総人口については、平成15年以降増加傾向にあり、平成23年では221,445人となっています。

■総人口の推移

(各年1月1日現在)

単位:人



※外国人登録者数を含む

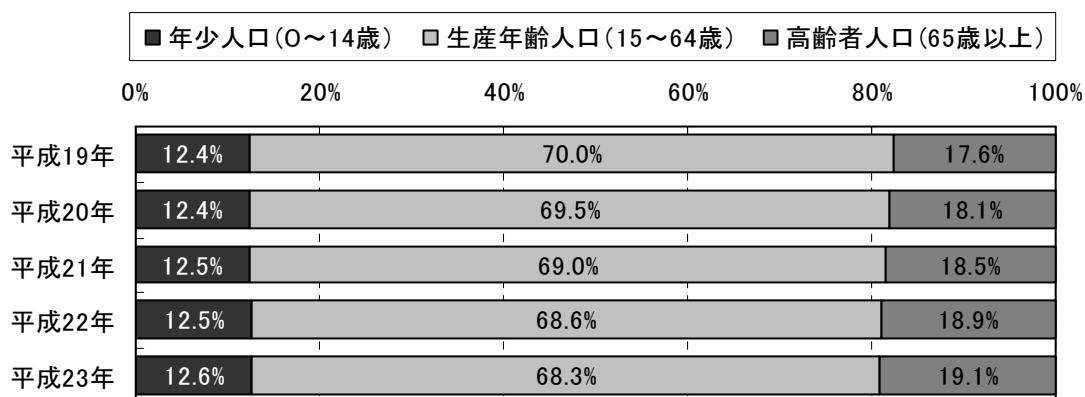
資料：調布市統計書

2 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加する高齢化の傾向となっています。

■年齢3区分別人口割合の推移

(各年1月1日現在)



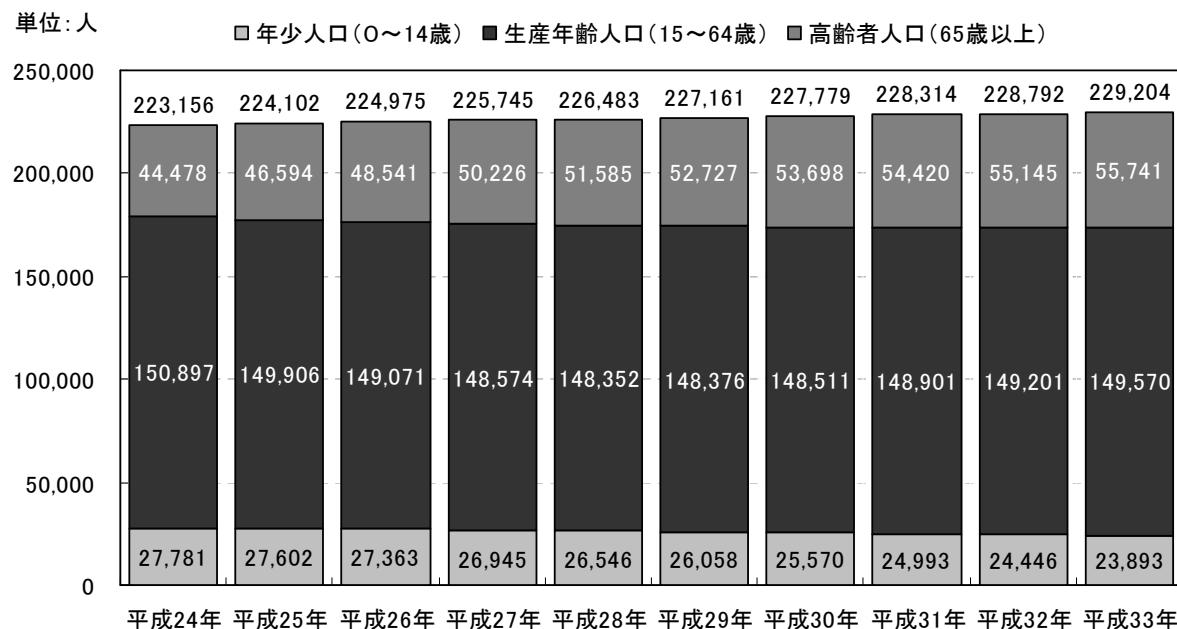
※外国人登録者数は含まれていない

資料：調布市統計書

3 人口の見通し

平成 33 年までの人口を推計すると、総人口は増加するものの、年少人口（0～14 歳）の割合が減少し、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加する少子高齢化が進行する見通しとなっています。

■人口の見通し



※平成 23 年 10 月 1 日現在を基準年とし、コードホート要因法により推計

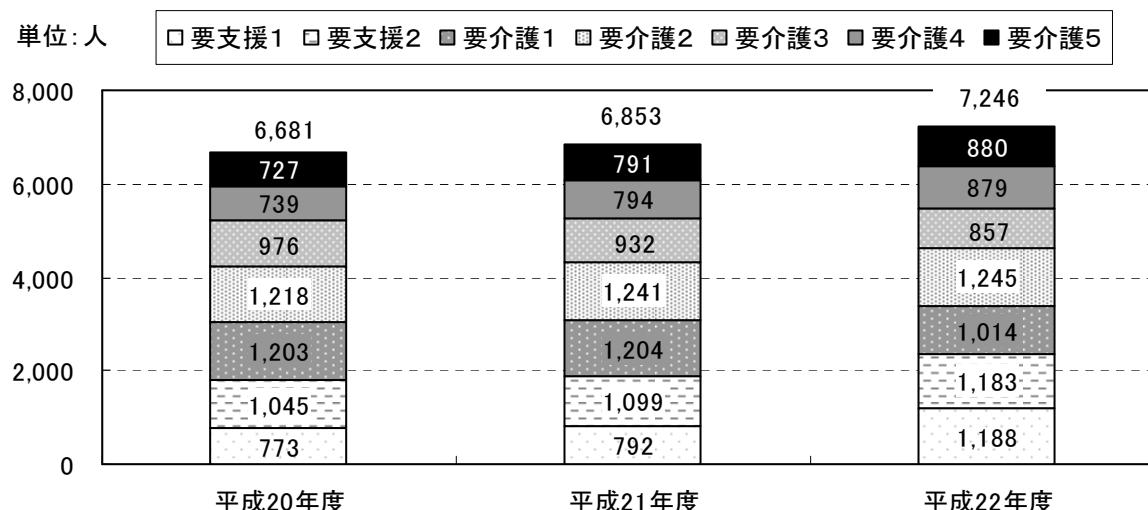
第2節 要援護者の状況

1 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者については、年々増加しており、平成22年度では7,246人となっております。

■要支援・要介護認定者数の推移

(各年10月1日現在)



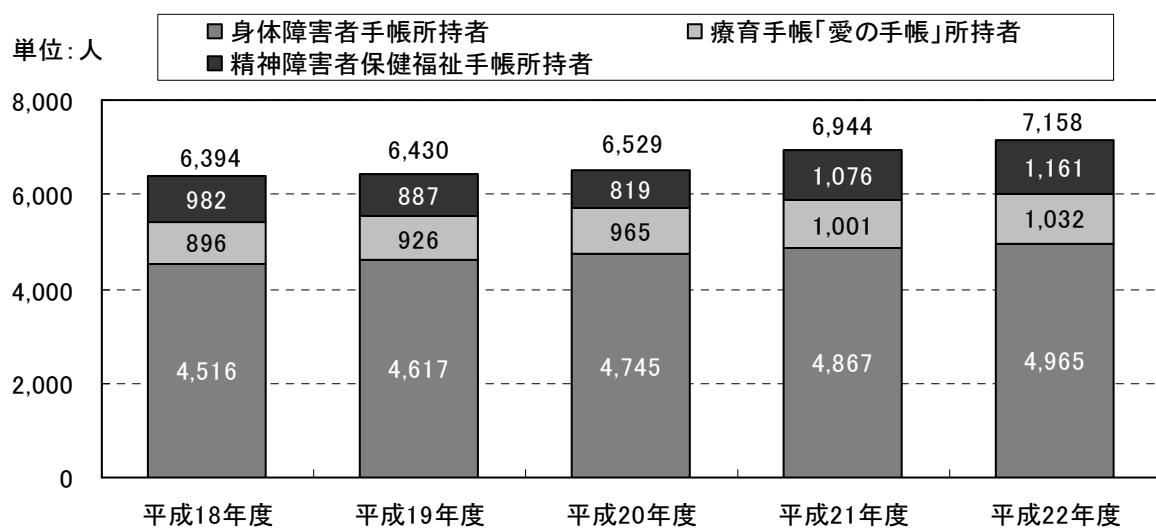
資料：介護保険事業状況報告

2 障害者手帳所持者数の推移

各障害者手帳所持者数については、年々やや増加している状況となっています。

■各障害者手帳所持者数の推移

(各年3月末現在)



資料：調布市統計書（精神障害者保健福祉手帳／まちづくりデータブック）

第3節 ニーズ調査の結果

1 調査の概要

以下の概要にてニーズ調査を実施しました。

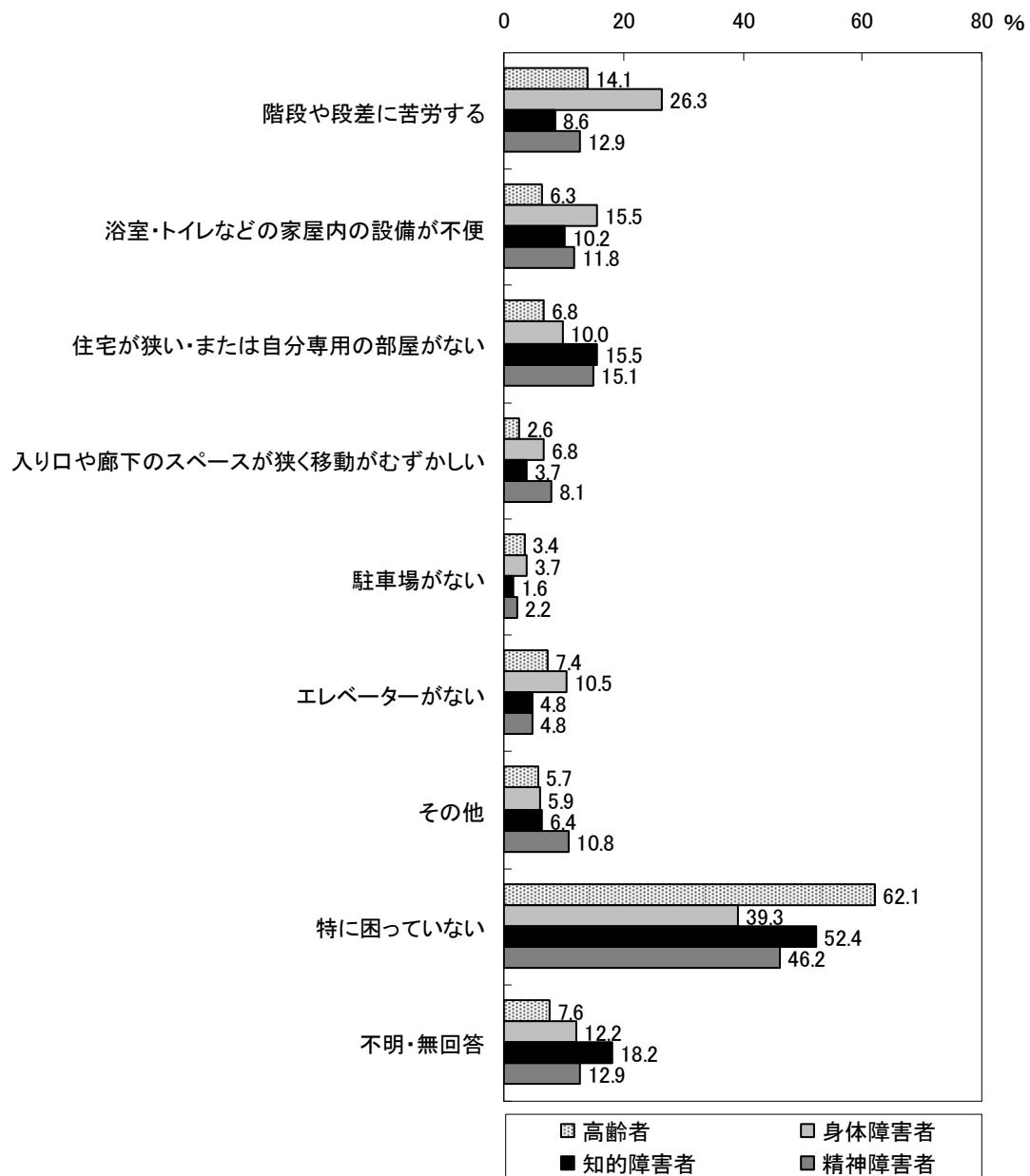
調査目的	調布市内に在住する市民、高齢者、障害のある方の生活実態を把握するとともに、調布市民の地域の福祉に対する意識や意見を把握する。
調査方法	郵送配布－郵送回収（督促礼状1回送付）
調査時期	平成22年10月21日（木）～11月8日（月）
調査対象者	<p>①調布市民の福祉意識と地域生活に関する調査【市民調査】 ・18歳以上64歳以下の市民：2,500人（有効回収率：42.2%）</p> <p>②高齢者の生きがいと地域生活に関する調査【高齢者調査】 ・65歳以上の市民：2,000人（有効回収率：68.7%）</p> <p>③障害のある方の地域生活に関する調査【障害者調査】 ・身体障害者手帳所持者：1,000人（有効回収率：64.7%） ・療育手帳「愛の手帳」所持者：300人（有効回収率：62.3%） ・精神障害者保健福祉手帳所持者：300人（有効回収率：62.0%）</p>

※療育手帳「愛の手帳」は知的障害者が対象となっている。

2 住まいの設計設備について

住まいの設計設備について困っていることとして、それぞれ「特に困っていない」が最も高いものの、身体障害者では「階段や段差に苦労する」が3割弱と高くなっています。また、知的障害者や精神障害者では「住宅が狭い・または自分専用の部屋がない」が高くなっています。

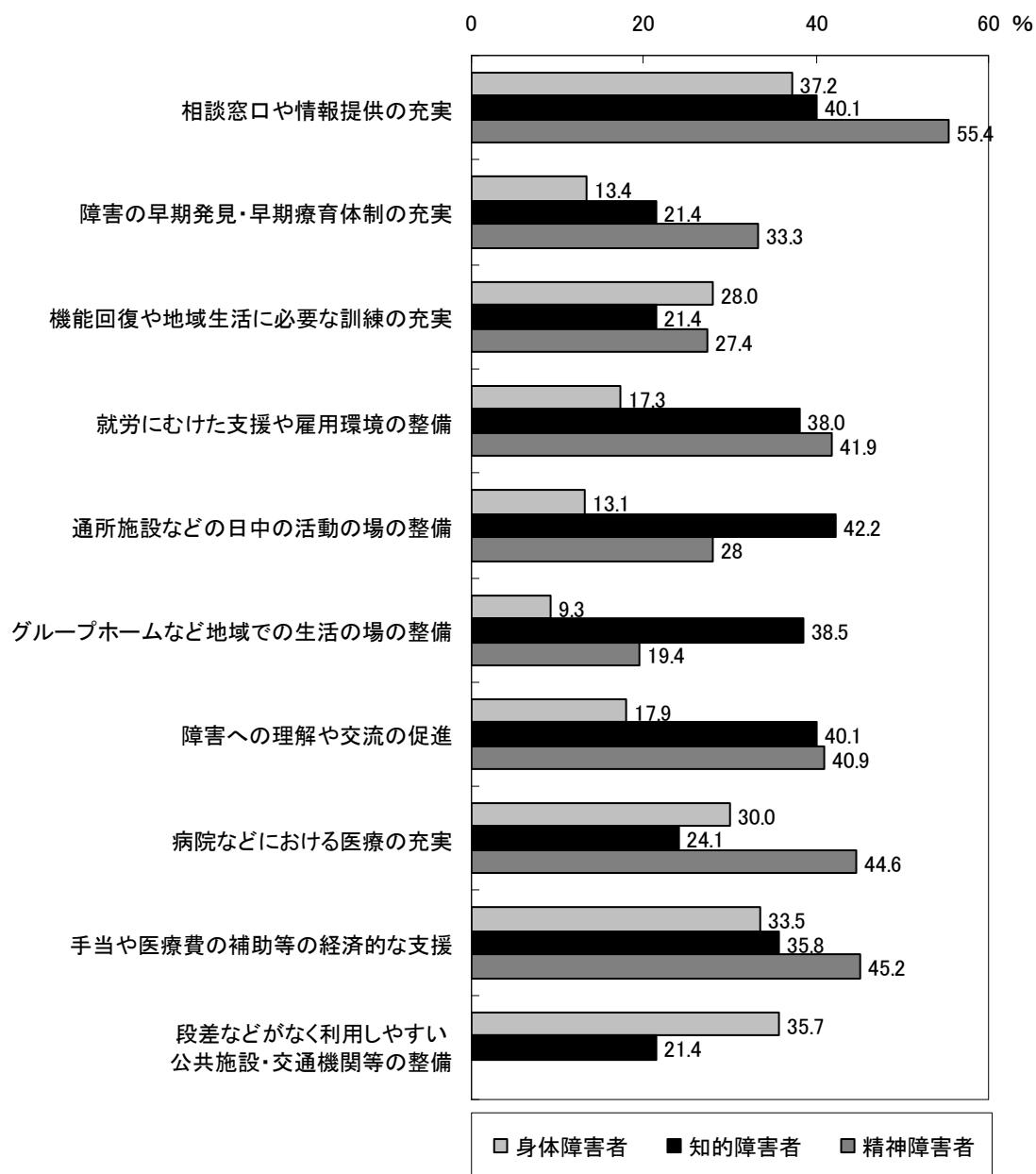
■住まいの設計設備について困っていること【高齢者調査／障害者調査】



3 自立生活を送るための取組について

地域で自立した生活を送るために重要だと考える取組としては、身体障害者や精神障害者では「相談窓口や情報提供の充実」が最も高く、知的障害者では「通所施設などの日中の活動の場の整備」が高くなっています。障害種別により、上位3件に違いが見られています。

■ 地域で自立した生活を送るために重要な取組【障害者調査】

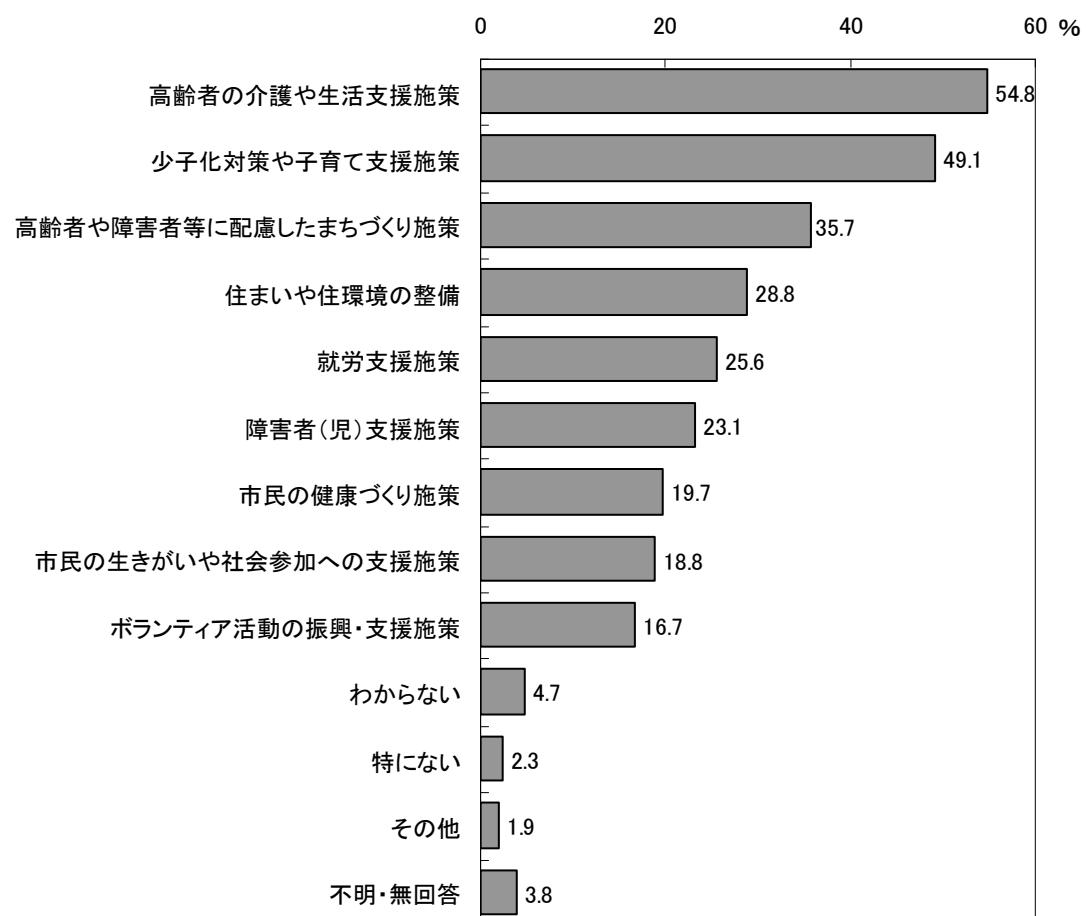


※選択肢の一部を削除しています。また、「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関等の整備」は身体障害者・知的障害者のみの設問です。

4 市の保健福祉施策について

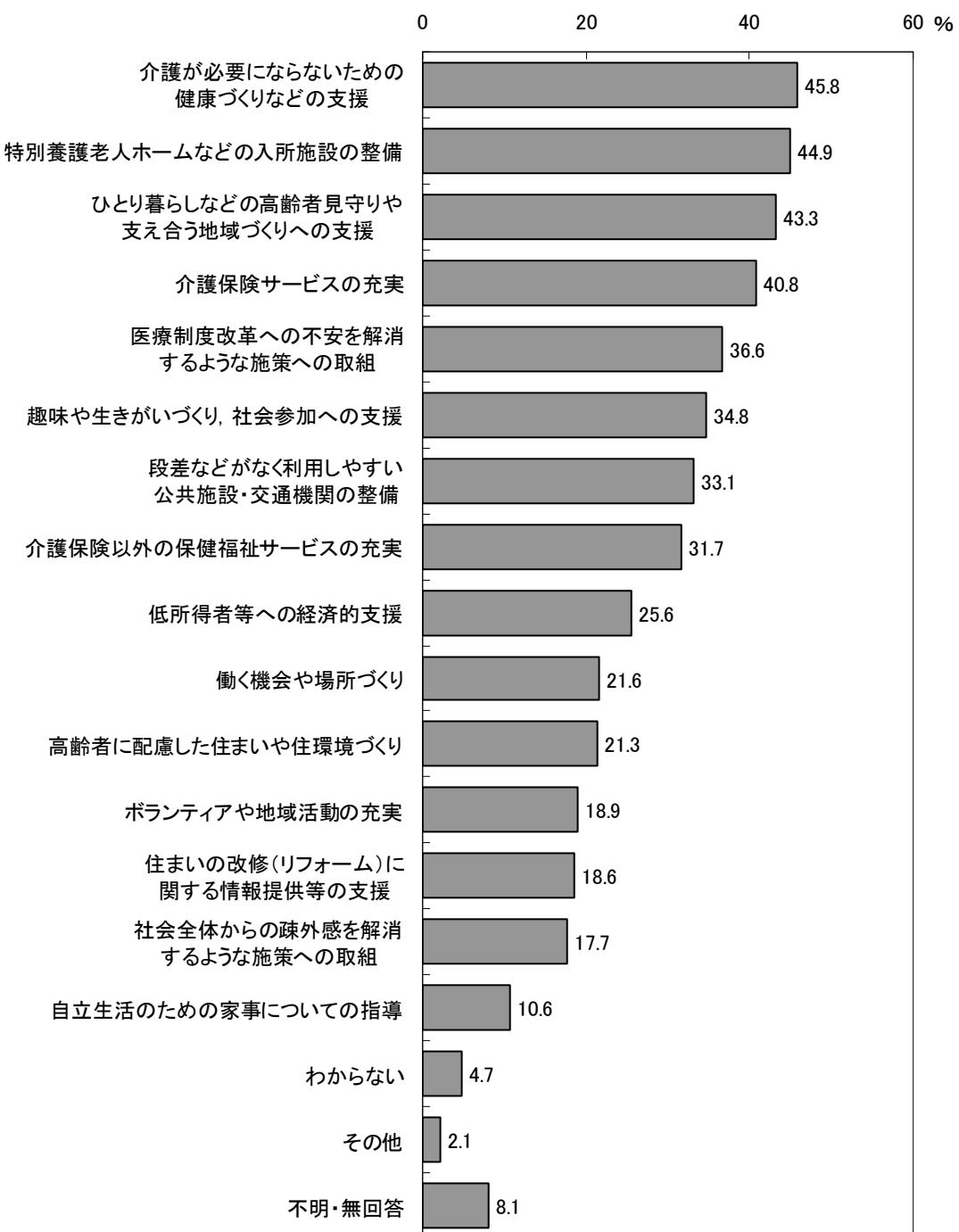
市が力を入れるべき保健福祉施策について市民にうかがったところ、「高齢者の介護や生活支援施策」が最も高くなっています。また、「高齢者や障害者等に配慮したまちづくり施策」が4割弱、「住まいや住環境の整備」や「障害者（児）支援施策」は2割以上となっています。

■市が力を入れるべき保健福祉施策について【市民調査】



また、市が力を入れるべき高齢者保健福祉施策について高齢者にうかがったところ、「ひとり暮らしなどの高齢者見守りや支え合う地域づくりへの支援」が4割を超えており、「段差などがなく利用しやすい公共施設・交通機関の整備」が3割以上、「高齢者に配慮した住まいや住環境づくり」や「働く機会や場所づくり」はそれぞれ2割以上となっています。

■市が力を入れるべき高齢者保健福祉施策について【高齢者調査】



第4節 地域別公聴会での意見

平成23年12月13日（火）～平成24年1月16日（月）にかけて、市内10地域（第1地域～第10地域）で、調布市地域福祉計画の地域別計画（素案）の意見を募るため、地域別公聴会を開催しました。

各公聴会にて、福祉のまちづくりに関する意見は以下のようになっています。

項目	意見
交通手段について	買い物場所や公共施設、駅などを結ぶバスのルートが必要である。
	ミニバスを増便する。ミニバス網を広げる。
	第1地域（緑ヶ丘周辺）にミニバスを走らせてほしい。
	まだコミュニティバスの走っていない飛田給3丁目にワゴンバスを走らせてほしい。
社会参加について	気軽に立ち寄れ、気軽に帰れるサロンが身近にほしい。
	地域で井戸端会議ができる場所づくりが必要である。
	小学校や学童クラブなどの施設を使って、子どもと高齢者の交流事業を実施する。
	バス停の近くなど、交通の便の良い福祉拠点づくりを進めてほしい（高齢者の集まりやすいところ）。
	世代を問わず、気軽に集まれるたまり場（機会）を増やす。
バリアフリー化について	歩道や施設のバリアフリー化を進めてほしい。
	道路を整備してほしい。安全な歩道になるとよい。
	多摩川の土手の階段に手すりをつけてほしい。
	安全に渡れる幅広い道をつくってほしい。
防災対策について	災害時要援護者への対応方法を具体的に示し、地域に浸透させることが早急に必要だと思う。
	災害時の備蓄物品の貯蔵所を充実する。
	自主防災組織を自治会単位で活性化を図り、活動を各自治会活動の充実につなげよう支援する。
	狭い道路を見直し、災害時にも対応できる道づくりを進める。
周知・啓発について	ユニバーサルデザインのことが誰でもわかるよう、チラシの作成や効果的なPRを考える。

第5節 調布市市民意識調査での意見

平成22年度及び平成23年度版市民意識調査の自由意見から、福祉のまちづくりに関する意見は以下のようになっています。

項目	意見
心の教育について	住み良いまちづくり。思い遣りの心の教育。 人にやさしいまち。お互いのマナーを守る。あいさつをする。子ども、老人にも声かける（楽しく）。
地域活動で活躍できる人材の育成について	青年育成（特に、中高生向き）のための行事を、市内の施設や公民館などを使って、もっと活発にやることが将来の調布市を育てる人材になると思う。
地域コミュニティの醸成について	世代間の交流を考えながら誰もが気軽に立ち寄り話のできる場所づくり（市に対する苦情、要望等） 市政参加の窓口づくり 京王線線路あとに、無料か低廉で利用できる市民の集会施設の設置を。
バリアフリー化の推進	車イストイレが少ない。 障害者、及び高齢者に住み良い町づくり 現在集合住宅（分譲）に住んでいるが、老朽化している。 バリアフリーになっていない。 道路のバリアフリー化。市内歩道の段差のため、車イス、ベビーカーでの移動が困難な所もある。きめ細やかな歩道の整備 駅施設のバリアフリー化。駅を利用しやすくする。
災害に強いまちづくりについて	安全・安心について、消防施設の老朽化 安全で人にやさしいまちづくり（近隣の助け合い）
交通安全対策について	自転車マナーが悪い。駐輪場整備 違法駐車（車、バイク、自転車）対策が必要
教育環境の整備について	小・中学校へ冷水機、エアコン設備。熱中症対策として。 地球温暖化しているし、今年の猛暑。小学校にクーラーがないのはおかしい。子ども手当より設備充実にお金をかける方が全員公平になると思う。 小・中学校の老朽化、耐震対策など。 市内小・中学校の整備 特に緑ヶ丘小（教室が狭い） 第八中学校は狭いし汚い。部活少ない。

第6節 市民会議分科会からの意見

調布市基本構想策定推進市民会議の分科会において、福祉のまちづくりに関して出された意見は、以下のようになっています。

項目	意見
障害者を持つ家庭に対するサポート	障害者を支える家族をケアするため、障害者が余暇活動を行える場所を整備する。
	心身ともに疲労困憊な家族が休息できるよう、ショートステイや学童保育を充実する。
ノーマライゼーションの意識啓発	障害者差別をなくすため、子どもの頃から接する機会を増やし慣れる。
	障害者への理解を深めるため、様々な年代の人が障害者と交流できる場を提供する。
障害者の就労支援	障害者の就労機会を確保するため、市役所での雇用率を上げるようにする。
	障害者の就労場所を確保するため、民間企業の人材紹介会社と連携を図る。
障害者が孤立せずに安心できる暮らしを支える仕掛けづくり	障害者の自立した生活を支援するため、市内にバランスよくグループホームを整備する。
	障害者が安心して暮らしていくため、地域の中で障害者を支援する仕組みを構築する。
高齢者の生活を支える介護福祉施設の質・量の向上	老後を安心して暮らすため、市営の老人ホームを増設する。
	待機死を減らすために、公営の高くない老人ホームを増やす。
	高齢者施設の不足を解消するため、民間事業者を積極的に誘致する。
高齢者のいきいきとした暮らしを支える仕掛けづくり	高齢者が自立し安心して地域で暮らすことができる社会を築くため、公共施設、寺院、マンション集会所など、高齢者が集まる場所を確保する。
	認知症が進まないようにするために、会話する機会を増やす。
	生きがいづくりのために、知恵や能力を活かせる場をさらに充実させる。
福祉に関わる情報が入手しやすい環境づくり	高齢者・障害者の情報を入手しやすくするため、希望者宅には市報と一緒に届ける。
	市の支援や活動内容を知ってもらうため、民生委員・児童委員や市の担当者が個々に訪問する。

項目	意見
誰もが住みつけられるまちづくり	高齢者・障害者も住みやすくするために、ユニバーサルデザインのまちづくりをする。
	転倒事故を防ぐために、坂道には手すりを設け、階段の幅は十分に取るよう指導する。
	高齢者の外出促進のため、登録制のバス送迎を運行する。
	まちづくりのユニバーサルデザイン化を進めるため、ハンドイキャップを持つ人の声を反映したデザインづくりを行う。
在宅での介護をサポートする仕組みづくり	高齢者施設の不足を解消するため、在宅サービス（市独自のホームヘルパーのような仕掛け）を充実し、住み慣れた自宅で長く過ごせるようにする。
地域での見守りサポート	孤独死をなくすために、定期的に様子を確認できる制度を充実させる。
	老人は一人でできないことも多いため、気軽に頼めるお助け制度を充実させる。

第7節 まちあるきワークショップでの意見

まちあるきワークショップは、調布市バリアフリー基本構想策定に当たり、作業部会のひとつとして、市民、学識経験者、福祉関係者等による体制のもとで市民部会を中心として実施したものです。

平成23年9月13日（火）に、調布駅・国領駅周辺の建築物のバリアフリー点検が実施されました。ここでは、調布駅周辺の公共施設に対する意見について記載します。

○点検場所：A 市役所 B たづくり・中央図書館・保健センター C 教育会館

D グリーンホール・総合福祉センター

○点検項目：1 移動について

(1) 出入口、敷地内通路 (2) 通路(廊下) (3) エレベーター (4) 階段

2 利用について

(1) トイレ (2) 駐車場 (3) 駐輪場 (4) その他設備

3 案内

4 心のバリアフリー

※ ◎印は、特に良いという意見です。

項目	意見			
出入口、敷地内通路	A	・階段の段鼻の色が段を認識づらい。 ・視覚障害者誘導用ブロックの輝度比が小さく認識しづらい。		
	B	◎たづくりでは、視覚障害者誘導用ブロックが連続している、 音声もある。 ・ステンレスの視覚障害者誘導用ブロックは使いにくい。 ・スロープのカーブが車いすでは大変。		
	D	・グリーンホールの出入口3か所のうち自動ドアが1つしかない。 ・総合福祉センターでは、調布駅側の敷地出入口の段差と勾配の関係からアプローチしづらい。		
通路(廊下)	A	・出入口から案内カウンターや障害福祉課までの経路には、 視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい。		
	B	・ホールに行くのに業務用エレベーターしかないので、改善 が必要。		
	C	・視覚障害者誘導用ブロックが途切れている。		
	D	・グリーンホールではホール横のトイレ前にある廊下の勾配 が大きく、踊場もなく車いすでは困難である（5度=9%）。 ◎ホール横のトイレ前にある廊下の勾配は大きいが、両側に 手すりがついている。 ・総合福祉センターでは、エレベーター3機のうち、視覚障 害者誘導用ブロックが配置されているのは2機のみであ り、節電時などは使えない場合がある。		

項目	意見			
上下移動（エレベーター・エスカレーター・階段）	A	・階段の段が高くて踏み幅が狭い。エレベーターが小さい。		
	B	・エレベーターは、緊急時の音声情報以外の対応も考えてほしい。 ・エスカレーターに音声案内がないので、上りと下りの位置がわからない。		
	C	・階段室全体が白く、階段の見分けがつかず、視覚障害者にとって危険である。		
	D	・グリーンホールでは、聴覚障害者専用ボタン（ろうあ者専用）があったが、音声での回答であり、ろうあ者に対応していないのであれば、改善が必要である。また、エレベーターだけでは足りないため、エスカレーターがほしい。		
トイレ <多機能トイレ> ほか	A	・ボタンが多くてわかりにくくなるので、トイレ用擬音装置はなくても良いのではないか。 ・業者の言いなりになってあれもこれも機能をつけないで検討してほしい（利用しない機能や利用しづらい操作盤などが新設されて困っている）。 ・ユニバーサルシートとベビーシートのあるトイレは分けてほしい。		
	B	◎一般用便所におむつ替えシート、男児用便器があるのが評価できる。		
	C	・2階の多機能トイレはアプローチしにくく、便器の向きも悪い。 ・子ども用のチェアとおむつ交換台は一般用のトイレにあると良い（車いすで利用できない場合がある）。		
	D	・グリーンホールでは、トイレが斜路の途中にあり、車いすでは利用が困難である。 ・総合福祉センターでは、トイレと壁の色が同系色であり視覚障害者にとっては便器の位置を発見しづらい。また、水道が自動でない。		
案内	A	◎案内が行き届いている。 ・どこにどのようなトイレが設置されているのかわかりやすく表示してほしい。		
	B	◎案内はしっかりとしている。		

項目		意見
その他設備	A	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の出入口正面部に手すりを設置してほしい。 ・議会場を車いすでも使いやすいように改修してほしい。
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・車が来た時に光が点滅する赤色灯などがあると良い。
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪・駐車スペースがない（たづくりの駐車場しかないので、移動が大変） <p>◎電気・水道が自動である。</p>
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪・駐車スペースがない。 ・総合福祉センターでは、施設内のドアの開き方が3種類あり、統一してほしい。
心のバリアフリー	B	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターを使う時、対応してくれる人を配置してほしい。 ・手話ができる職員を配置してほしい。 <p>◎図書館でネットで申込みができるサービスがあるのは便利である。</p>
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・声掛けが十分ではない。
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・受付に筆談具がない。 <p>◎総合福祉センターでは、手話であいさつをしてくれる。</p>

第3章 福祉のまちづくりの基本的方向

第1節 基本理念

調布市福祉のまちづくり条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いと謳っています。

一方、調布市基本構想や調布市地域福祉計画、調布市バリアフリー基本構想では、それぞれ次のような将来像や基本理念を掲げています。

- 調布市基本構想【将来像】：みんながつくる・笑顔輝くまち調布
- 調布市地域福祉計画【将来像】：生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現するー身近な地域で未来を創るー
- 調布市バリアフリー基本構想【基本理念】：
みんなの“からだ”と“こころ”にやさしいまち 調布

これらの思いや福祉のまちづくりの現状等を踏まえ、調布市の福祉のまちづくりを推進するうえにおいては、次のとおり基本理念を掲げます。

— 基本理念 —

**みんなの笑顔があふれ、
ゆたかで、あたたかいまち 調布**

～ “からだ”と“こころ”にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり ～

第2節 基本目標

基本理念に基づき、次の2つを基本目標と定め、福祉のまちづくりを総合的・計画的に推進を図っていきます。

1 誰もが活動しやすいまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、誰もが地域の中で自由に活動できるよう、公共交通機関の充実等により安全で快適に移動できる取組を充実します。また、市民一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な生活を送ることができるよう、社会参加の促進を図ります。

さらに、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、地域全体を視野に入れ、面的にユニバーサルデザインが広がる整備を進めます。

2 誰もが安心して生活できるまちづくりの推進

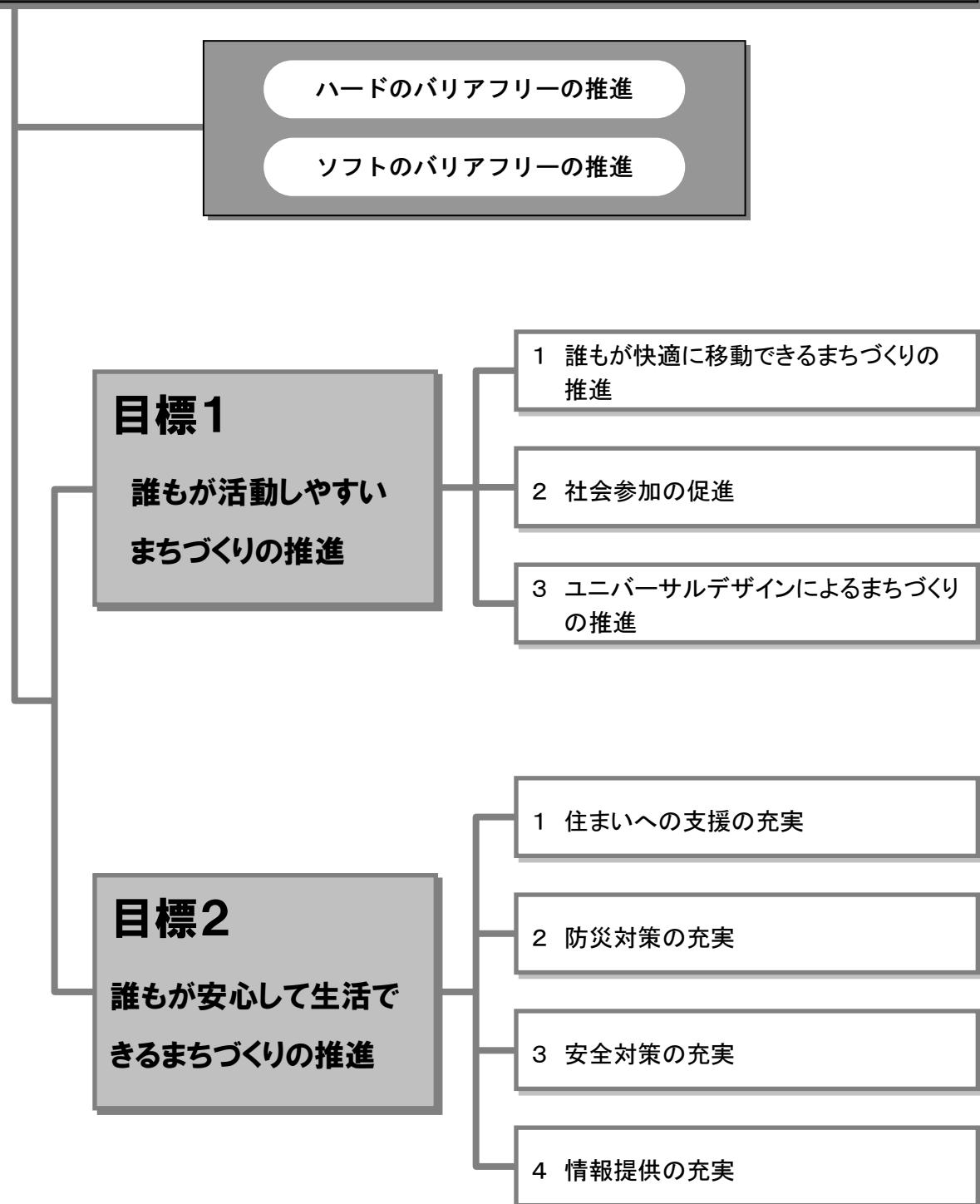
誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。また、防犯や交通安全、消防などについては、危険に対する意識の高揚や関係機関との連携の強化に努めます。

生活の基盤となる住宅については、計画的な住環境の整備を進めるとともに、耐震化等による安全対策など、安心できる住まいづくりへの支援を図ります。

また、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり推進の基盤を強化するため、誰もが必要な情報を必要な時に入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

第3節 施策体系図

みんなの笑顔があふれ、ゆたかで、あたたかいまち 調布
～“からだ”と“こころ”にやさしいユニバーサルデザインのまちづくり～



第4章 施策の展開

第1節 誰もが活動しやすいまちづくりの推進

1 誰もが快適に移動できるまちづくりの推進

○● 基本方針 ●○

高齢者や障害者をはじめ、誰もが円滑に移動できるよう、公共交通機関の充実や外出支援を図るとともに、交通環境のバリアフリー化を進めます。

事業名	ショートステイ送迎費の負担軽減	担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概 要	○65歳以上の市民のうち、介護保険制度のショートステイ事業を利用した際、その施設の送迎が受けられなかつたため、やむを得ずタクシー等を利用した場合に片道2,000円までの交通費を助成する。		
現在（平成23年度）		6年後の目標（平成29年度）	
利用者からの申請を受理し、審査及び決定を行つた。また、請求を受けて銀行振込を行つた。		引き続き、利用者への助成を適切に実施する。	

事業名	車いす福祉タクシー	担当課	障害福祉課
概 要	○車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを市が事業者に委託し、迎車料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金を無料としたうえで、通常の大型タクシー料金と同額で利用できる。		
現在（平成23年度）		6年後の目標（平成29年度）	
6か所の運営機関で実施した。 イースタンモータース東京株式会社、つくば観光交通株式会社、介護タクシーすまいるハイケア、特定非営利活動法人エクセルシア、福祉介護送迎サービスあけぼの、介護タクシーあゆむ		利用者は増加する一方なのに対して、予算が限られていることから、少ない予算で最大の効果が上げられるよう検討する。	

事業名	移動支援費支給事業	担当課	障害福祉課
概 要	○公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため、外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害者の外出を支援する。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
市内在住の小学校 1 年生以上で身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等又は高次脳機能障害、発達障害の診断を受けている方への外出支援を行った。 ※介護保険で要支援・要介護の方は介護保険が優先します。		障害児・者のニーズに対応しながら、支援を継続	

事業名	自家用車による外出支援	担当課	障害福祉課
概 要	○重度身体障害者が自家用車を取得、運転して外出するために必要な以下の経費を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を支援する。 ○①自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む）、②自動車改造費の助成、③自動車ガソリン費の助成		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
外出するために必要な上記の経費を助成		事業の継続	

事業名	障害福祉サービス（行動援護、同行援護）	担当課	障害福祉課
概 要	○国が定めた障害者自立支援法に基づくサービスで、ヘルパーが外出等に必要な支援を行う。市で利用相談や支給決定を行う。 ○行動援護：知的障害・精神障害で行動に著しい困難のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 ○同行援護：視覚障害の方の移動時（外出）に、視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
行動援護（22 年度） 利用人数 33 人、延べ利用時間 5,397 時間 同行援護（平成 23 年 10 月開始） 利用人数 28 人、延べ利用時間 2,400 時間		利用者の増加が見込まれている。	

事業名	障害者ホームヘルパー養成研修 (行動援護、同行援護、移動支援)	担当課	障害福祉課
概 要	<p>○地域で開催される下記の養成研修に対し、その経費の一部を補助することにより、障害児・者等の多様化する需要に適切に対応したホームヘルプサービスを提供する基盤を整備する。</p> <p>○①行動援護従事者養成研修、②同行援護従事者養成研修、③知的障害者移動支援従事者養成研修</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
運営機関 4 か所で養成研修を行った。 調布市社会福祉協議会、調布ゆうあい福祉公社、調布市社会福祉事業団、社会福祉法人新の会		事業継続。なお、(仮称) 福祉人材研修センターが設置された際には事業統合を図る。	

事業名	福祉タクシー事業の推進	担当課	障害福祉課
概 要	<p>○電車、バス等通常の交通機関を利用する事が困難な心身障害者に対して、タクシー等を利用する場合に利用の便を図るため、その利用料金の一部を助成する。</p> <p>○対象者より申請を受け、障害等級に応じた福祉タクシー券を交付する。</p> <p>○身体障害者手帳 1・2 級（聴覚障害者を除く）及び愛の手帳 1・2 度は年 2 冊（39,000 円）。内部障害・下肢・体幹機能障害 3 級は年 1 冊（19,500 円）</p> <p>○福祉タクシー券は、契約事業者からの請求とともに回収する。また、車いすの利用、常時臥床の状態により、通常の交通機関を利用する事が困難な人に対し、車いす福祉タクシーを確保することにより、その生活圏の拡大を図り、もって福祉の増進に寄与する。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
対象者からの申請により、タクシー券を交付している。 利用者はタクシー料金支払の際に、協定タクシーや会社等へタクシー券を利用する。 協定タクシー会社等より市に請求する。車いす福祉タクシーは民間タクシー会社等に委託している。		利用者は増加する一方なのに対して予算は限られていることから、少ない予算で最大の効果を挙げられるよう検討する。 また、利用者の利便性を向上させるために事業者を選定していく。	

事業名	ミニバスの運行	担当課	交通対策課
概 要	<p>○公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を図るため、平成 12 年 3 月からミニバス西・東・北路線を順次開設した。バス事業者への運行支援として西路線に運行事業補助金を交付している。</p> <p>○平成 24 年 1 月に北路線が全線開通したことにより、都市計画マスタープランで示される公共交通整備重点地区への対応は完了するが、引き続き、公共交通が利用しやすい環境の整備を推進する。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
<p>ミニバス北路線が全線開通（平成 24 年 1 月）</p> <p>みたかシティバス「新川・中原ルート」開設（平成 24 年 3 月）</p> <p>調布市ミニバスの運行本数（平日 1 日当たり）は 139 本、路線数は 3 路線</p> <p>ミニバスの乗降客数：758,303 人（平成 22 年度実績）</p> <p>シルバーパス利用者：366,534 人（平成 22 年度実績）</p>	<p>総合交通計画の基本方針に基づき、効率的な公共交通ネットワークの実現や公共交通利用環境の整備に向けた取組を進める。</p>		

事業名	交通バリアフリーの推進	担当課	交通対策課
概 要	○移動や施設利用の利便性、安全性の向上を目的とした「調布市バリアフリー基本構想」に基づき、公共交通、道路、交通安全等に関する各種バリアフリー事業を推進する。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
<p>学識経験者、公募市民、高齢者・障害者団体の代表等で構成される調布市バリアフリー推進協議会を活用し、バリアフリー法に基づくバリアフリーベースマップを作成した。</p>	<p>バリアフリー推進協議会を活用し、特定事業等の進行管理と事業実施後の事後評価を継続的に実施する。</p>		

2 社会参加の促進

○● 基本方針 ●○

高齢者や障害者を含めた全ての人が、地域の中でいきいきと生活できるよう、市民活動やふれあい活動の促進、就労支援等の充実を図ります。

事業名	図書館のハンディキャップサービス	担当課	図書館
概 要	○図書館を利用するうえでの障害を取り除き、公平な図書館サービスをあらゆる市民が受けられるようにすることを目的とする。 ○具体的には視覚障害及び文字からの情報を得るのが困難な人には、資料の音訳・点訳サービス等必要とする形への変換、来館が困難な人には宅配サービス、障害のある子どもたちには布の絵本やマルチメディア DAISY の貸出等を行い、あわせてその業務に携わる協力者（市民）の養成を行う。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
録音図書の作成・貸出・デジタル化、対面朗読、資料の点訳、布の絵本・遊具の作成と貸出、大活字本の収集・貸出、来館困難者への宅配とその PR をしている。 録音図書等の各種目録の作成と配布。読書とその周辺情報提供のための「オカリナ通信」発行 市全体の業務に関わる資料提供（市報ちょうふ、ごみリサイクルカレンダー等の点訳や音訳）の実施 音訳者養成講座（中級）・点訳者養成講座（英語点訳）の実施 ハンディキャップサービス所蔵資料点数：9,600 点 養成講座実施回数：15 回 ハンディキャップサービス利用者数：235 人	従来のサービスに加えて、平成 29 年度までに次のことを目指す。 文字からの情報を得るのが困難な人々のためにデジタル図書（マルチメディア DAISY）の普及、布の絵本製作者養成講座の開催、布の絵本等の清浄用具の準備、聴覚障害児への手話おはなし会等、市内各図書館施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化。図書館の出版物、申請書等に読みやすい活字（ユニバーサルデザインフォントなど）の使用。 DAISY 図書：1,800 タイトル 布の絵本：250 タイトル マルチメディア DAISY : 300 タイトル ハンディキャップサービス利用者数：280 人		

※DAISY : Digital Audio-based Information SYstem の略。デジタル音声情報システムと訳される。視覚障害者など印刷物を読むのが困難な人々のために作られるデジタル録音図書の国際標準規格である。

事業名	担当課	協働推進課
概 要	<p>○地域の皆さんと市が地域の課題や問題をともに考え、協働して魅力あるまちづくりを推進していくため、コミュニティ推進協力員や調布市自治会連合協議会と協力しながら、地域活動の実態や地域の課題・現状を把握し、住民に対し地域活動の必要性や地区協議会の理解促進を図る。</p> <p>○また、地域活動の魅力を効果的に伝え、その普及を図るため、市内全戸配布により地域活動情報紙を発行する。</p>	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>コミュニケーション推進協力員とともに地区協議会の設立・運営支援を行う。</p> <p>自治連携に対する補助制度や地域活動情報紙の発行等により地域活動の活性化を図る。</p>		<p>コミュニケーション推進協力員、地区協議会、調布市自治会連合協議会、市民活動支援センターと連携し、地域活動の魅力、必要性を効果的に広報し、地域活動への参加を促していく。また、地域課題や人材情報の把握に努める。</p> <p>地域活動情報紙の発行をとおし、より多くの幅広い市民に地域活動に参加してもらえるよう、わかりやすく魅力的な情報発信を行う。</p>

事業名	担当課	協働推進課
概 要	<p>○地域コミュニケーションの活性化を図り、誰もが地域活動に参加でき連携を高められる基盤をつくるため、地区協議会の設立・運営支援を行う。</p>	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>既存 12 地区協議会において、安全・安心の取組のほか、地域情報の収集や提供など各地域の特性に合った活動が自主的に行われており、活動助成金の交付、事業への参加・協力など運営支援を行った（平成 23 年 3 月、13 番目の地区協議会が設立）。</p> <p>また、より多くの市民に活動へ参加してもらえるよう、地区協議会と連携して地域交流会を開催したほか、新たな地区協議会設立に向けて未設立地区で説明会を行った。</p>		<p>市民活動支援センターや調布市自治会連合協議会と連携しながら、新たな地区協議会の設立を進めるとともに、地域活動情報紙の発行や地域交流会の開催により、地区協議会の認知度を高め、多くの市民に参加してもらえるよう、地域活動の魅力や効果を広く発信していく。</p> <p>また、既存地区協議会の運営支援を行う。</p>

事業名	市民参加・協働のしくみづくり	担当課	協働推進課
概 要	○市民参加プログラム及び市民参加手続ガイドライン・協働推進ガイドブックの適正な進行管理を行い、定着を図ることで、市民参加と協働によるまちづくりの理解促進と推進を図る。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
市民参加プログラムの実践状況調査により、市民参加や協働の実施状況を把握し公表した。 また、市民参加の新たな手法として市民討議会の開催・検証を行った。	市民参加プログラムに基づく参加と協働を推進していくために、市民参加手続ガイドライン及び協働推進ガイドブックの定着を図る。 参加と協働によるまちづくりをさらに推進するため、効果や課題の検証・改善とともに新たな市民参加・協働の仕組みの検討を行う。		

事業名	市民活動支援センターの運営	担当課	協働推進課
概 要	○様々な分野の市民活動やボランティア、N P Oを含む自主的な社会貢献活動などを総合的に支援するための拠点施設として、市民活動支援センターを設置している。 ○市民活動の中間支援として、情報の収集・提供、各種相談、啓発・交流事業等を実施し、活動と人を結びつけ、市民活動の活性化を図るほか、各種団体と行政との協働の仕組みづくりを進める。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
市民活動に関する情報収集・提供、各種相談事業、啓発事業、交流事業の実施 活動スペースはばたきやO A コーナーでのパソコン等の提供 市内企業のネットワークと地域の連携づくりの支援	障害のある方の地域活動や障害者支援の活動なども含め、幅広い分野の市民活動の活性化に向け、現在の業務委託契約が終了する平成 25 年度以降のセンター機能の検討と合わせ、既存事業の整理・拡充や、行政とN P O等との協働の仕組みづくりを進める。		

事業名	利用者サポート事業の実施	担当課	福祉総務課				
概 要	<p>○福祉サービスの利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるように総合的に対応するもので、事業の内容は、①福祉サービスの利用に際しての苦情対応、②判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、③成年後見制度の利用相談、④その他福祉サービス利用等に関する専門的な相談を行っている。</p> <p>○本事業は東京都福祉サービス総合支援事業補助金を受けて実施している。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現在（平成 23 年度）</th> <th>6 年後の目標（平成 29 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 福祉サービス利用等に関する専門的な相談や権利擁護相談を行った。また、成年後見制度の利用相談を始め、後見センターとの連携を図った。 相談件数：250 件 判断能力が不十分な高齢者や障害者のうち相談を必要とした数：150 人 福祉サービスを利用している数：100 人 </td><td> 引き続き、地域において安心して利用できるよう、継続していく。 </td></tr> </tbody> </table>			現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	福祉サービス利用等に関する専門的な相談や権利擁護相談を行った。また、成年後見制度の利用相談を始め、後見センターとの連携を図った。 相談件数：250 件 判断能力が不十分な高齢者や障害者のうち相談を必要とした数：150 人 福祉サービスを利用している数：100 人	引き続き、地域において安心して利用できるよう、継続していく。
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）						
福祉サービス利用等に関する専門的な相談や権利擁護相談を行った。また、成年後見制度の利用相談を始め、後見センターとの連携を図った。 相談件数：250 件 判断能力が不十分な高齢者や障害者のうち相談を必要とした数：150 人 福祉サービスを利用している数：100 人	引き続き、地域において安心して利用できるよう、継続していく。						

事業名	地域福祉活動団体への支援	担当課	福祉総務課				
概 要	<p>○地域の支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で生活を送ることのできる温かい社会を実現するために、障害児・者の余暇活動や三世代交流のイベント、高齢者の体操教室など、市内で地域福祉活動を行っている団体の新たなチャレンジや新規活動団体の立ち上げを支援するための助成事業である。</p> <p>○1団体につき、1年度当たり 50 万円を上限として助成金を交付。3年を限度とする。ただし、1年度に限り 100 万円を限度として助成金を交付することができる。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現在（平成 23 年度）</th> <th>6 年後の目標（平成 29 年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 福祉団体の運営や事業に対する助成 成果発表会終了後の交流会開催による支援団体間の連携の強化 助成金額：5,607 千円 市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数：370 団体 助成団体の数：10 団体 </td><td> 支援内容や助成対象項目の見直しを図り、より多くの団体が助成を受け、活動の促進につながるようにする。 </td></tr> </tbody> </table>			現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	福祉団体の運営や事業に対する助成 成果発表会終了後の交流会開催による支援団体間の連携の強化 助成金額：5,607 千円 市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数：370 団体 助成団体の数：10 団体	支援内容や助成対象項目の見直しを図り、より多くの団体が助成を受け、活動の促進につながるようにする。
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）						
福祉団体の運営や事業に対する助成 成果発表会終了後の交流会開催による支援団体間の連携の強化 助成金額：5,607 千円 市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数：370 団体 助成団体の数：10 団体	支援内容や助成対象項目の見直しを図り、より多くの団体が助成を受け、活動の促進につながるようにする。						

事業名	ボランティアコーナーの運営支援		担当課	福祉総務課
概 要	○市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアセンターやボランティア活動推進事業を運営する社会福祉協議会に補助を行う。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
ボランティアセンターの運営、情報・資料の収集、提供、研修・啓発事業の実施等によるボランティア活動の推進	地域福祉コーディネーターを増やして、地域の課題解決に向けて取組を進める。			

事業名	シルバー人材センターの運営支援		担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概 要	○高齢者世代の知恵や技能を活かし、就労等の社会参加や生きがいづくりの場を確保するため、調布市シルバー人材センターの運営を支援し、雇用の促進を図る。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
平成 23 年 4 月 1 日に公益社団法人となったシルバー人材センターの事業の運営に必要な経費の補助を行った。補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。 (1) 対象経費 ア 人件費 イ 広報費、研修費、調査研究費、相談費及び管理運営費 ウ 企画提案方式により厚生労働大臣が適当と認めた事業及び就業機会拡大支援事業に要する経費 エ 市長が特に必要と認めた経費	平成 24 年度を初年度とする新たな『第四次中期計画』に基づき、向う 5 年間の展望に軸足を置きながら、実施すべき事業展開を図っていくシルバー人材センターの運営支援の継続			

事業名	障害者就労支援事業		担当課	障害福祉課
概 要	○障害者が一般就労し、安心して働きつづけることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図る。 ○①障害者地域生活・就労支援センターちようふだぞう（主に身体障害者、知的障害者）、②調布市こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者、発達障害者）			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
調布市障害者地域生活・就労支援センターちようふだぞう（主に身体障害者、知的障害者）及び調布市こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者・発達障害者）の 2 か所の就労支援センターを設置し、障害特性に応じた支援を行っている。	多様な障害特性に応じて支援を進めていくとともに、拡大している就労後の定着支援のニーズに適切に対応していく。2 か所の就労支援センター間及び関係機関との連携強化、地元商店街や企業の障害者雇用への働きかけ、職場実習先の開拓等、地域開拓の促進を図る。			

事業名	障害者等雇用事業	担当課	障害福祉課
概 要	○市役所等において障害者に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで、障害者福祉の増進を図る。		
	現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
	<p>障害者の就労先の確保とともに、一般就労経験の機会の提供とその支援を行う。コーディネートの委託は廃止し、今年度から障害福祉課にて行う。</p> <p>配属先：6 か所、コーディネーター：1 人 福祉雇用者：11 人</p>	<p>市内 2 か所の就労支援センター、コーディネーターと連携し、福祉雇用から一般就労に向けてのステップアップを支援する。</p> <p>引き続き庁内等の障害者の就労先の確保及び拡充を行う。</p>	

事業名	市立障害者施設の運営	担当課	障害福祉課
概 要	<p>○一般就労が困難な知的障害者に対し、生産活動等の機会の提供、授産指導、生活支援などの日中活動支援を行う。①希望の家（富士見町）：定員 26 人、②希望の家分場（入間町）：定員 12 人、③そよかぜ（西町）：定員 30 人</p> <p>○就労が可能な知的障害者に福祉的就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた訓練・支援を行う。①すまいる（西町）：定員 32 人、②すまいる分室（布田）：定員 7 人</p>		
	現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
	<p>日中活動支援 ①希望の家（富士見町）：定員 26 人、②希望の家分場（入間町）：定員 12 人、③そよかぜ（西町）：定員 30 人</p> <p>一般就労に向けた訓練・支援 ①すまいる（西町）：定員 32 人、②すまいる分室（布田）：定員 7 人</p>	事業の継続	

事業名	担当課	障害福祉課
概 要	○外出や就労の機会が得がたい在宅の重度身体障害者に、通所の方法により日常生活や社会適応を養うための訓練を行うことで社会活動への参加を援助する。また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行う。	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>デイセンターまなびやにおいて、常時介護を必要とする方に対して入浴・排せつ・食事の介護などを行った。(定員 27 人) また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行った。(定員 1 人)</p> <p>施設で行っている内容は次のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活動作、家事、身辺整理等の訓練 2 社会適応訓練 3 絵画、木工、手芸等創作活動 4 医療、生活等更生相談 5 映画、音楽鑑賞等、レクリエーション活動 6 入浴、送迎、排泄、食事、衣服の着脱等の介護 7 日帰り介護事業 	事業継続及び定員拡充	

事業名	担当課	障害福祉課
概 要	○総合福祉センターにて、障害児を対象として音楽療法を主体とした放課後等ディサービス「ぴっころ」を、社会福祉協議会への委託により実施し、適切な療育の推進を図る。定員：1 日 10 人（月～金）	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>楽器等による音楽を用いての療法、心身の発達についての相談などを行った（平成 23 年 6 月から音楽療法を取り入れた児童の放課後療育活動の提供を行った）。</p>	事業継続	

事業名	こころの健康支援センターにおけるデイサービス事業	担当課	障害福祉課
概 要	○こころの健康支援センターで精神障害者を対象としたデイサービスを実施し、プログラムへの参加等を通じて生活リズムの安定、社会参加の支援を図る。①ゆるやかデイ、②短期デイ		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
生活リズムを整える、人との関係づくりに慣れ る体験を重ねる、本人が目的に応じた利用計画を 立てる支援を行うなど、社会参加が促進されるよ う図った。 平成 22 年度利用者 ①ゆるやかデイ 延べ 2,046 人 ②短期デイ 延べ 284 人		社会参加できるよう事業継続	

事業名	障害者地域活動支援センター事業	担当課	障害福祉課
概 要	○障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、障害者への相談や助言、支援を行う。関係機関との連絡調整、ボランティア育成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などをを行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図る。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
障害者地域活動支援センタードルヂュ、障害者 地域生活・就労支援センターちゅうふだぞう、地 域生活支援センター希望ヶ丘において、支援活動 等を行った。		生活支援に対する需要は高く、必要性も高いことから、地域の障害のある市民の要望や意見を伺いながら、実情に合わせて事業の拡充を図る。	

事業名	日中一時支援費支給事業	担当課	障害福祉課	
概 要	○見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給することで、心身障害者福祉の増進を図る。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行う。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
利用者負担を下記のとおりとし、費用を支給 1 利用時間の単位と単価 4 時間未満 2,000 円 4 時間以上 8 時間未満 4,000 円 8 時間以上 6,000 円 2 加算 送迎を受けた場合 片道 540 円（1 日 2 回まで） 重度重複障害者加算 日額と同額を加算 ※重度重複障害者とは、手帳等級が身体 1 ~ 2 級、知的 1 ~ 2 度、精神 1 級を合併している方 3 負担額 市民税所得割課税世帯は上記単価の 1 割、市民税均等割のみの課税世帯は同 3 %、市民税非課税世帯及び生活保護世帯等の方は負担なし	ニーズに対応しながら、支援を継続			

事業名	事業所新規開設費補助・家賃補助	担当課	障害福祉課	
概 要	○障害者自立支援法に基づく事業所に対して、運営経費や新規開設費の一部を補助することにより、障害者の通所の場の充実を図る。①施設賃借料等の補助、②新規事業所開設費の補助			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
①施設賃借料等の補助 ②新規事業所開設費の補助	事業継続			

事業名	新障害福祉サービス事業所の設置	担当課	障害福祉課	
概 要	○特別支援学校卒業生の増加等により、今後受入れの拡大が求められる重度知的障害者の新たな日中活動場所として、調布市社会福祉協議会が旧図書館深大寺分館跡地に設置する新施設に対して市が助成を行う。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
施設設計事業への補助を実施	平成 25 年度中の開設を目指す。			

事業名	作業所等経営ネットワーク支援	担当課	障害福祉課
概 要	○市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して、補助を行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
地元の商店街をはじめ民間企業と多様な連携を行い、共同事業や自主製品づくりの充実を努める。		事業継続 新規事業の創出	

事業名	聴覚障害者等コミュニケーション支援事業	担当課	障害福祉課
概 要	○聴覚障害者等の日常生活や団体の会議やセミナー等への出席、開催に対して、手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保を図る。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
平成 22 年度 手話通訳派遣 725 件 要約筆記（手書きノートテイク派遣）18 件 全体投影手書き方式派遣 8 件		事業継続し、情報のバリアフリーに努める。	

事業名	精神保健福祉に関する普及啓発	担当課	障害福祉課
概 要	○精神疾患の理解を深め、市民のメンタルヘルスの向上に寄与するとともに、精神障害者の再発を予防し、安定した地域生活を送れるよう、こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催する。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
講演会の開催年 8 回、連続講座 3 回 広報誌 C o C o だよりの発行年 6 回 1,000 部 作業所製品販売		事業継続	

事業名	あんしんネット	担当課	障害福祉課
概 要	○知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としている。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
障害者が地域で安心して生活できるために、 様々な視点から地域で支えていく仕組みの検討		地域で支える体制の確立を目指す。	

事業名	障害者地域自立支援協議会	担当課	障害福祉課
概 要	○地域の障害福祉に関する情報、調整、開発、教育、権利擁護、評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的とする。個別支援会議から、地域の課題を抽出し、情報を共有し、具体的に協働する。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場として、障害者地域自立支援協議会を運営する。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
各障害団体、当事者、事業所等の関係機関の協力を得て、3か所の相談支援事業所とともに全体会と3つのワーキングを運営		地域の課題や実情を鑑みて柔軟に対応できる協議会を目指す。	

事業名	障害者の雇用の促進	担当課	産業振興課
概 要	○調布市在住の障害者を雇用する事業主に対し、調布市障害者雇用促進助成金を支給することにより、障害者雇用の安定と促進を図る。 ○障害者とは身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けた者、東京都愛の手帳の交付を受けた者、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものとする。 ○国又は東京都等からの助成金を受給している事業主に対しては、助成金を支給しない。 ※平成23年度に要綱の見直しを図った。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
障害者の雇用の促進について、さらに効果的な方法やあり方を検討する。		国や都の支援制度のPRに努めるとともに、市独自の助成制度により、障害者雇用の促進と安定化を図る。	

事業名	ふれあい収集の実施	担当課	ごみ対策課
概 要	○指定された場所までごみを出すことが困難な方を対象に、一般ごみと粗大ごみを職員が玄関先まで伺いごみを収集する。 ○一般ごみ回収の対象となる方は、①介護保険法に基づく要介護認定を受けた方のみで構成される世帯、②身体障害者手帳記載の程度が1級又は2級の方のみで構成される世帯、③精神障害者保健福祉手帳記載の障害の程度が1級又は2級の方のみで構成される世帯、④その他①・②・③に準ずると認められる世帯。 ○粗大ごみ回収の対象となる方は、一般ごみの対象世帯の方のほか、次の方も対象となる。①高齢者のみの世帯、②妊婦・児童などで構成され粗大ごみの持ち出しが困難であると認められる世帯。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
一般ごみ登録件数：210 件（週 2 回収集）		事業継続	
粗大ごみ処理件数：416 件（12 月末現在）			

3 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

○● 基本方針 ●○

市民の誰もが安心して利用できるよう、福祉のまちづくり条例に基づいた道路や公園の整備を図るとともに、まち全体の一体的かつ面的な整備により、ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進します。

事業名	公共建築物の整備	担当課	公共建築物管理所管部署
概 要	○公共建築物については、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、老朽化や耐震化の工事にあわせて、必要に応じて整備を行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
平成 22 年度	着工設計 55 件、委託設計 22 件 工事監理 95 件	福祉のまちづくり条例に沿った整備の実施 公共施設整備及び公共建築物維持保全計画に基づく事業実施	

事業名	人と環境にやさしい道路の整備	担当課	道路管理課
概 要	○主要幹線道路の歩道バリアフリー化整備及び車道の低騒音排水性舗装整備を行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
主要市道 12 号線舗装改良工事（バリアフリー対応・歩道段差改良・透水性舗装・排水性低騒音舗装） 工事の出来高数量：230m 主要幹線道路延長：10,500m 整備済延長：5,250m		主要道路のバリアフリー化を最少限のコストで整備を図っていく。	

事業名	担当課	街づくり事業課
概 要	<p>○都市計画道路は、交通の円滑化による都市機能の確保、避難経路の整備による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活を支える重要な都市基盤である。このため、平成 27 年度までに優先的に整備すべき路線を定めた「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」に基づき、計画的・効率的に都市計画道路の整備を推進する。</p>	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>事業中路線である調 3・4・4、調 7・5・1、調 3・4・9、調 3・4・18、調 3・4・26、調 3・4・28、調 3・4・32、調 3・4・33 について、補助申請事務、測量調査、土地鑑定評価、物件調査、用地取得事務、設計等の業務委託、交通管理者や占用企業者などの関係機関協議、道路築造工事等を実施し事業推進を図った。</p> <p>また、事業準備中路線である調 3・4・28 等について、測量、設計、調査等を実施した。</p> <p>都市計画道路の供用済み延長：27,202m 都市計画道路の事業中延長：4,470m 道路利用者（通行者、居住者等）：221,180 人 都市計画道路の整備率：47%</p>	<p>現在事業中の左記 8 路線は、歩道のセミフラット化などバリアフリーに配慮した道路の築造工事が完了する見込みである。</p>	

事業名	生活道路の整備	担当課	街づくり事業課
概 要	<p>○生活道路網整備計画に基づき、優先整備路線の整備を進めるため、用地担当と連携しながら用地取得を推進し、用地取得が完了した路線の整備を行うものである。</p> <p>○この事業は、道路を利用する人や車が安全に通行できる道路幅員の確保を図るとともに、調和の取れた安全で快適な住みよい街づくりを住民の理解と地権者の協力のもとで行う事業である。</p> <p>○生活道路の整備を行うことにより、「災害時の避難通路が確保され、より充実した交通環境の構築」、「緊急車両の進入路が確保され、災害に強い街づくり」と繋がる。</p> <p>○市内の生活道路総延長 134,000m のうち、40,404m が拡幅整備されている。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
用地取得を推進し、北 48 号線等の道路改良工事を行う。 道路用地取得面積 500 m ² L 形整備・道路舗装が主な工事内容 工事の延長が活動量 2,000m 用地取得予定面積 500 m ² 生活道路整備計画延長 134,000m 用地取得済面積 900 m ² 整備済延長 2,000m	拡幅を伴う道路を新たに整備するため、引き続き用地取得を推進し、道路改良工事を行う。 道路用地取得面積 500 m ² L 形整備・道路舗装が主な工事内容 工事の延長が活動量 1,000m 用地取得予定面積 300 m ² 生活道路整備計画延長 134,000m 用地取得済面積 2,000 m ² を目標とする。 整備済延長 47,000m を目標とする。		

事業名	快適な公遊園の維持管理	担当課	緑と公園課	
概 要	○公園、児童遊園、仲よし広場、緑地、緑道等の維持管理のため、①清掃・除草・樹木せん定委託、②施設の点検補修、③用地管理・占用・使用許可・光熱費支払等経理事務の事務を実施する。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
<p>市の設置する公園、児童遊園、仲よし広場、緑地、緑道の管理運営のため、①各施設・設備の整備、改修、修繕、②各施設の清掃・除草・樹木せん定、③賃貸借関係にある公園等用地の管理を行った。</p> <p>また、都市公園・仲よし広場を対象とした公園施設長寿命計画を策定した。</p> <p>公園・児童遊園・仲よし広場：215 か所 緑道・緑地：65 か所 公園・児童遊園・仲よし広場：348,981 m² 緑道・緑地：101,960 m² 苦情・要望：500 件</p>	既設市立公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行う。 また、引き続き、市民が安心して利用できるよう、公園、児童遊園、仲よし広場、緑地、緑道の適切な維持管理を行う。			

事業名	市営公衆便所の維持管理	担当課	環境政策課	
概 要	○公衆の利便に供し、環境衛生の維持及び向上に資するため、次に掲げる 7 か所の公衆便所の清掃、修繕、用品の補充を行う。 ○①調布駅南公衆便所（昭和 55 年度）、②多摩川さくら緑地公衆便所（平成 16 年度）、③つつじヶ丘駅北公衆便所（昭和 57 年度）、④京王多摩川駅南公衆便所（昭和 60 年度）、⑤深大寺前公衆便所（平成 11 年度）、⑥飛田給駅北公衆便所（平成 13 年度）、⑦布多天神南公衆便所（平成 16 年度）。 ※（ ）内は供用開始年度。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
修繕件数の減に努める。 補修件数：37 件 公衆便所の数：7 か所 苦情件数は未測定	引き続き市内 7 か所の公衆便所の清掃、修繕、用品の補充を行い、公衆の利便に供し、環境衛生の維持及び向上に資する。			

事業名	駅前広場の整備 (調布・布田・国領駅)	担当課	街づくり事業課
概 要	<p>○京王線連続立体交差事業により、これまで鉄道で分断されていた市街地が一体化することから、交通結節機能の強化と広くて歩きやすい歩道への改良など、歩行者の回遊性に配慮した、活気とにぎわい、うるおいとやすらぎのある駅周辺の都市空間を創出する。</p> <p>○駅周辺の市街地再開発事業、土地区画整理事業、鉄道敷地の利用の検討等、関連する各種事業とともに、京王線連続立体交差事業の進捗にあわせ、駅前広場の整備を推進する。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>これまでの検討成果や「駅前整備構想案（二次）」、「中心市街地デザイン・コンセプト」などの既往検討内容及び、平成 21, 22 年度に実施した基本設計を踏まえ、駅前広場及び広場内建築物の実施設計を行った。また、市民に対する検討報告会を 2 回開催した。</p> <p>検討・整備対象面積：24,400 m²</p> <p>調布・布田・国領各駅の駅前広場面積：24,400 m²</p>		引き続き整備事業を進める。	

事業名	商店街活性化の推進	担当課	産業振興課
概 要	<p>○商店街が以下の事業を実施するに当たり、事業費の一部を補助することで、商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>○対象事業（ユニバーサルデザインに基づく施設の整備）：①誰でもトイレの設置、②障害者・高齢者のサイン表示、案内設備の設置・改修、③授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置、上記の工事実施に係る設計、施行管理の委託、④授乳及びおむつ替えのための備品購入。</p> <p>○補助率：東京都は補助対象経費の 4 / 5 （実施商店街に直接交付）。市は、上記の確定金額の 1 / 10 を上乗せ補助。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
平成 23 年度については、LED ランプの交換（1 商店会）		東京都の施策と連動した支援策を展開する。	

第2節 誰もが安心して生活できるまちづくりの推進

1 住まいへの支援の充実

○● 基本方針 ●○

高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で安心して生活ができるよう、住まいの確保を図るとともに、耐震化やバリアフリー化等による住環境の向上に努めます。

事業名	シルバービア管理運営事業	担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概 要	<p>○ひとりぐらし高齢者や高齢者のみ世帯が、地域社会の中で生活を続けられるよう、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者向けに配慮した集合住宅にワーデン（管理人）を配置し、高齢者の居住の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>○民間アパートを借り上げたシルバービア：①シルバービア深大寺（単身用 10戸）、②シルバービア柴崎（単身用 18戸）、③シルバービアたまがわ（単身用 11戸）</p> <p>○都営住宅のシルバービア：①シルバービア調布染地（単身用 10戸・世帯用 5戸）、②シルバービア国領（単身用 12戸・世帯用 4戸）。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>○民間アパートを借り上げたシルバービア 入居希望者の募集、入居選考委員会の開催、委員の委嘱、入居登録者決定及び結果の通知、管理業務委託契約、東京都主催管理人研修会への参加要請等に関する事務を行った。</p> <p>○都営住宅のシルバービア 管理業務委託契約、団らん室等の備品管理等に関する事務を行った。</p>	引き続き全 5 か所のシルバービアに管理人を配置し、管理運営を行う。		

事業名	知的障害者グループホーム・ケアホーム事業	担当課	障害福祉課
概 要	<p>○知的障害者に夜間や休日の共同生活を行う住居を提供し、地域で安心して暮らせるように、多様な生活支援を提供している。①知的障害者ケアホームすてっぷ（体験型）：定員 5 人、②知的障害者ケアホームじょい（重度知的障害者）：定員 5 人</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
すてっぷ体験入居支援延利用人数（知的 15 人） じょい（知的 5 人）		事業継続	

事業名	重症心身障害者ケアホームの設置	担当課	障害福祉課
概 要	○住み慣れた地域での重症心身障害者ケアホーム建設は障害者団体の強い要望である。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
設置検討		設置・開設済み	

事業名	障害者グループホーム・ケアホーム開設・運営費補助	担当課	障害福祉課
概 要	○障害者グループホーム・ケアホームの充実を図るため、民間事業所に対して以下の補助を行う。 ○開設費補助：新たに知的障害者・精神障害者を対象としたグループホーム・ケアホームを建設、増設する事業所に対し、開設費等を補助する。 ○運営費補助：グループホーム・ケアホームを運営する事業所に対して、都要領に準じた額の運営費を助成し、安定的な運営の確保を図る。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
開設支援（知的 1 か所） 運営支援（精神 6 か所）		障害者グループホーム・ケアホームの拡充 開設支援・運営支援数については、予算の範囲内で需要に対応する。	

事業名	居住サポート事業、地域相談支援事業	担当課	障害福祉課
概 要	○施設や病院に長期入所等していた障害者や、同居家族から自立した生活を希望する障害者が、地域での生活に移行するための住居の確保や新生活の準備等についての支援を実施する。また、ひとり暮らしの障害者等の地域生活を支援するとともに、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を実施する。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
相談支援事業所に委託 内容は、①入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）、②日中及び緊急時支援（日中及び、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う）、③居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整 平成 22 年度実績：22 人（実人数） 居住サポート事業：1 か所		法律の改正に伴い、平成 24 年 4 月から対象者が家族同居者等の障害者になる。内容は、①入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）、②居住支援のための関係機関によるサポート体制整備を行う。相談支援事業所に委託して、改正内容に合わせた事業を継続していく。	

事業名	市立障害者施設の運営	担当課	障害福祉課
概 要	○在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行う。なごみ（西町）：定員 60 人		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
なごみ（西町）：定員 60 人		事業継続 利用者の高齢化に伴う支援ニーズの変化に対応し、支援方法の検討を進める。	

事業名	住宅改修費の支給（日常生活用具費支給事業）	担当課	障害福祉課
概 要	○重度身体障害者が、障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に、その費用を支給することにより、日常生活の利便性の向上を図る。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
事業の実施		事業継続	

事業名	障害者地域移行促進事業（新規）	担当課	障害福祉課
概 要	○地域生活への移行を希望する施設利用者とグループホーム等とのマッチングや移行後のアフターケアを行うための事業を実施する。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
新規事業 本人の意向調査、施設や家族、関係機関との連絡調整、生活に必要な社会資源の確保、情報収集などの支援を実施。		事業継続	

事業名	知的障害者グループホーム家賃助成事業	担当課	障害福祉課
概 要	○知的障害者グループホーム・ケアホームに入居する者に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図る。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
共同生活介護及び共同生活援助支給決定者数：120 人 知的及び精神障害者グループホーム数：60 か所 知的障害者グループホーム利用者数：75 人 調布市が援護の実施者となる方が入居する知的及び精神障害者グループホーム数：60 か所 知的障害者グループホーム家賃助成人数：45 人 知的及び精神障害者グループホーム助成決定数：60 か所		市内には知的障害者に対するグループホーム・ケアホームは不足しており、障害者グループホームを設置する事業者の負担が軽減されるよう引き続き事業を継続し、その充実を図っていく。	

事業名	木造住宅の耐震化の促進	担当課	住宅課	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○新耐震基準に対応していない昭和 56 年（1981）改正建築基準法前に建築された木造住宅を所有している市民に対して、耐震診断費用の一部を助成する。 ○対象者は助成対象住宅の所有者で、市税の納税義務者等であり納期の経過した市税の完納者 ○助成額は耐震診断に要した経費の 2/3 で 10 万円を限度 			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
市報及びホームページに助成制度の案内を掲載、窓口でのパンフレット配布 木造住宅耐震相談会の実施：年 2 回 耐震診断に関する相談、受付、現地調査、書類審査等 平成 23 年度助成件数：58 件	市報やホームページによる広報、パンフレット配布及び木造住宅耐震相談会の実施などを通じて、市民の耐震化に対する関心を高め、平成 27 年度までに住宅の耐震化率 90% を目指す。			

事業名	高齢者世帯等民間賃貸住宅家賃等委託料助成事業	担当課	住宅課	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親の世帯（以下「高齢者世帯等」という。）が市内で民間賃貸住宅に転居する場合に、調布市と協定を結んだ民間保証会社が保証人の代わりに家賃等の債務保証を行い、高齢者世帯等が保証会社に支払った保証料の一部を市が助成する。 			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
窓口でのパンフレット配布及びホームページでの広報活動を実施した。	本制度の広報活動について、関係各課との連携を図っていく。			

事業名	よりよい住まいづくり応援制度 (居住環境改善資金の助成)	担当課	住宅課	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○環境負荷の低減等を目的とした個人住宅等の改修工事を実施する場合に、費用の一部を補助するものである。 ○助成内容：①バリアフリー改修、シックハウス対策改修及び二世帯住宅改修については補助対象工事費の 10% で 20 万円を限度額として助成、②木造住宅耐震改修は補助対象工事費の 50% で 50 万円を限度額として助成、③太陽光発電設備設置は 1 kw 当たり 5 万円で 20 万円を限度額として助成 			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
市報及びホームページに助成制度の案内を掲載、窓口でのパンフレット配布 木造住宅耐震相談会の実施：年 2 回 住宅の改修等に関する相談、受付、現地調査、書類審査等助成件数：63 件	市報やホームページによる広報、パンフレット配布などを通じて、市民の環境負荷の低減及び耐震化等に対する関心を高め、平成 27 年度までに住宅の耐震化率 90% を目指す。			

事業名	担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概 要	<p>○市内に居住する日常生活上何らかの援助が必要な高齢者に対し、当該高齢者の住宅の改修に要する費用を給付することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>○予防給付対象者：手すりの取付け、床段差の解消等は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定に該当しない旨の通知を受けた方で、何らかの援助が必要な方</p> <p>○設備改修給付対象者：①浴槽の取替えまたは②流し及び洗面台の取替えは、何らかの援助が必要な方、③便器の洋式化は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた方、またはこれに該当しない旨の通知を受けた方</p>	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>日常生活上何らかの援助が必要な高齢者に対し、住宅の改修に要する費用を給付することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>【予防給付対象者】手すりの取付け、床段差の解消等：介護保険で非該当（自立）の認定を受けた方等。</p> <p>【設備改修給付対象者】①浴槽の取替え、②流し及び洗面台の取替え：何らかの援助が必要な方、③便器の洋式化：要援助高齢者又は要介護・要支援認定を受け方。または、これに該当しない旨の通知を受けた方</p>		介護保険制度を補完するものとして行っている制度であり、介護保険制度改革時には見直しを図るなど、適切な事業運営を行っている。高齢者を在宅支援する事業であることから、引き続き実施していく。

事業名	担当課	住宅課
概 要	<p>○公営住宅法に基づき整備された市内 7 団地（八雲台、深大寺、富士見第 1、山野、富士見第 2、下石原、調中前）の適正な維持管理を行っている（管理戸数 249 戸）。</p>	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
<p>維持管理における修繕などについて、調布市公共施設管理公社へ委託した。</p> <p>また、居住者の管理事務、使用料等の収納事務、滞納整理などや入退去事務を実施した。</p> <p>管理戸数：249 戸 入居戸数：249 戸</p>		引き続き、市営住宅 7 団地について、適切な維持管理に努めていく。

事業名	高齢者住宅維持管理事務	担当課	住宅課
概 要	<p>○民間住宅を借上げて運用している高齢者住宅 3 団地の適切な維持管理を行う。</p> <p>○主な業務内容は、①入居登録者の審査及び入居手続き、②使用料の決定及び徴収、③退去に伴う住宅検査、④市が負担する設備の保守点検及び修繕、⑤退去後の住宅リフォーム、⑥賃借料の支払等</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
維持管理における修繕などについて、調布市公共施設管理公社へ委託した。 また、居住者の管理事務、使用料等の収納事務、滞納整理などや入退去事務を実施した。	引き続き、高齢者住宅 3 団地について、適切な維持管理に努めていく。		

2 防災対策の充実

○● 基本方針 ●○

誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。

事業名	地域防災計画の修正	担当課	総合防災安全課
概 要	<ul style="list-style-type: none">○地域防災計画の見直し及び関係機関との連携強化を図るための機関である防災会議の事務局としての事務を行う。○事務内容は①会議日程の調整、②議案の調整、③会議資料作成、④会議進行、 ⑤東京都との連絡調整など○計画の検討組織である調布市地域防災計画検討委員会の運営を行う。○地域防災計画に基づく各種訓練等の企画・運営を行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
東日本大震災等の近年の災害における経験を活かすとともに、国の防災基本計画、東京都地域防災計画、東京都被害想定の見直し等を踏まえた計画の見直しを行う。		地域防災計画の見直しを実施するとともに、具体的な運用に係るマニュアル等の整備を進める。	

事業名	防災意識の啓発	担当課	総合防災安全課
概 要	<ul style="list-style-type: none">○「自分の命は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の精神を育て、災害時に地域での助け合いを進め、大規模災害発生時における被害の軽減に努めるため、防災講演会・立川防災館研修会・出前講座の実施及び地域防災訓練への支援などを実施している。○また、防災市民組織の育成及び充実を図ることで、市民の防災意識の周知・啓発を行う。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
防災講演会、出前講座等を通じた防災意識の普及を行っている。 また、地域防災訓練への支援や防災市民組織活動の促進により地域の防災能力の向上を図っている。		自助・共助による防災対策を進めるため、継続して事業を実施する。	

事業名	災害時要援護者避難支援プランの推進	担当課	福祉総務課
概 要	○「調布市地域防災計画」の災害時要援護者対策に基づき、災害発生時における災害時要援護者の避難情報伝達や安否の確認等を、地域の様々な組織や団体と協働して取り組むため、「調布市災害時要援護者避難支援プラン」の推進を進める。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
平成 24 年からの地域における事業展開を目指し、行動計画（住民編）を策定中である。	地域組織における支援体制が進展し、自助・共助・公助が効果的に機能するよう展開する。		

事業名	災害時要援護者台帳の整備	担当課	障害福祉課
概 要	○障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備する。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
平成 23 年度から精神障害者保健福祉手帳 1 , 2 級の方も対象に拡大	多くの障害者の方の登録を目指す。		

事業名	障害者火災安全・緊急通報システム事業	担当課	障害福祉課
概 要	○家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまった場合に、民間の緊急通報システムの支給及び火災に対応できる体制を整えることで速やかに不測の事態に備え、障害者の火災や緊急時における安全を確保する。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
相談を受け該当者の決定事務及び消防署、協力員連絡を行う。定期点検の調整、支払い、協力員謝礼の支払い、通報後の確認、予算事務、補助金事務を行った。 また、協力員の確保が困難という現状を踏まえ、平成 22 年度から協力員の確保を必要とする民間方式の緊急通報システムの運営をする。	協力員の確保が必要ない民間方式の緊急通報システムを軸に運用していく予定である。		

事業名	高齢者の生活安全の確保	担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概 要	○緊急時の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システムの設置、家具転倒防止器具等の取付けを行う。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
緊急通報システムの実施 家具転倒防止器具等取り付け事業の実施	事業継続		

事業名	総合防災訓練・水防訓練の実施	担当課	総合防災安全課	
概 要	<p>○災害対策基本法の規定により、市では大地震対策として毎年総合防災訓練を実施し、さらに、風水害対策として5月の水防月間に水防訓練を実施している。</p> <p>○総合防災訓練については、行政をはじめ、防災関係機関との連携の強化と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の精神を育てるべく、市民の防災意識の高揚に努めている。</p> <p>○また、水防訓練については、毎年台風シーズンを前に水防関係機関との連携の強化を目的として実施。平成 20 年度より、職員の発災対応能力の向上のため、図上訓練を行っている。</p>			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
例年以下の訓練を実施している。 総合防災訓練、総合水防訓練、危機管理図上訓練（職員対象）	継続して訓練を実施するとともに、より実践的な内容となるよう訓練内容の見直しを行っていく。			

事業名	防災備蓄品の確保・充実	担当課	総合防災安全課	
概 要	<p>○物資の輸送が可能になるために必要と考えられる 3 日の間、避難所運営などの応急対策を行い、被害を最小限にするために必要な食料品及び資材を備蓄・管理している。</p> <p>○主な業務内容は、①食料品等の賞味期限による入替、②医療品 7 点セット・乾電池等の使用期限による入替、③避難所運営の具体的検討等に伴う備蓄物資・数量の見直し</p>			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
東日本大震災での対応等を踏まえ、備蓄品の見直しを行った。	<p>備蓄資機材については、被害想定の見直しや新しい資機材の開発、災害対策に係る研究結果等により常に再検討を図る必要がある。</p> <p>今後も避難所運営等の災害対策を効果的に実施するために、資機材の更新等を行っていく。</p>			

事業名	災害情報システムの維持管理・充実	担当課	総合防災安全課
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に備え、市からの情報伝達手段である防災行政無線の整備と維持管理を行う。 ○固定系 115 局、移動系 115 局、戸別受信機 135 機。毎年度 2 回保守点検を実施する（1 回目：精密点検、2 回目：動作点検）。 ○総合機能の向上のため、防災行政無線のデジタル方式多チャンネル化のため、MCA 無線を導入している。現在使用している移動系無線についても導入を行う予定である。なお、国からは無線システム全般のデジタル化を求められている。 ○市民にいち早く気象警報等の防災情報を届け、減災を図るため、平成 23 年度から市民向け防災メールシステムを導入している。 		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
防災行政無線の維持管理のほか、市民向け防災メール、防災フリーダイヤルを導入し、情報提供方法の充実を図った。	防災無線移動系のデジタル化について検討する。		

事業名	下水道施設の地震対策の推進	担当課	下水道課
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震が発生した場合、下水道の管路とマンホールの接続部分が損傷し、下水道の機能が失われるおそれがあるため、接続部分が伸びたり縮んだり曲がったりできる構造にする（可とう化）耐震化工事を計画的に推進する。 ○埋設が浅く、被害を受けやすい小口径の管路から着手し、震災時に災害対策本部が設置される市庁舎周辺、救急病院の周辺、避難所の周辺から優先的に取り組む。 ○平成 30 年度末までに小口径管路 319 か所のマンホールの耐震化を完了し、以降、中口径、大口径の管路の耐震化を推進する。 		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
調布市下水道総合地震対策計画に基づき、市庁舎周辺、救急病院周辺、避難所周辺のマンホール 48 か所（管路延長 401m）の耐震化工事を実施した。 耐震化する管路延長 : 401m 耐震化するマンホール数 : 48 個 市全体の管路 : 546,916m 市全体のマンホールの数 : 20,658 個 (累計) 耐震化済の管路／耐震化すべき管路 13.9% (累計) 耐震化済のマンホール数／耐震化すべきマンホール数 15.0%	事業継続し耐震化を進める。		

事業名	橋りょうの耐震改修	担当課	道路管理課
概 要	○調布市では、現在 71 橋（河川橋・高速道路跨線橋・横断歩道橋）の橋を管理しているが、そのほとんどが昭和 40 年代に設置されており、老朽化が進んでいる。近年、日本の各地で大きな災害が多発していることから、その安全を確保するために、市内の橋りょうを、新耐震基準に適合した橋りょうとして順次整備を行っていく。本年度に策定した橋りょうの長寿命化修繕計画を基に、これまでの耐震補強工事とともに、橋りょう全体の長寿命化を図るべく、計画にしたがって定期的な橋りょうの調査・点検及び補修工事をしていく。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
耐震補強工事（①占用橋、②下森村橋、③無名 3 号橋、④うずら橋） 橋梁の整備計画箇所数：71 か所 市内全橋りょう：71 か所 橋梁の整備箇所数：35 か所	長寿命化修繕計画に基づき、耐震補強・補修を行い、架け替えの延命化を図る。		

事業名	耐震改修促進計画の改訂・推進	担当課	建築指導課
概 要	<p>○地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市と都が連携して、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための方法及び基本的な枠組を定めることにより、災害に強い調布市を実現する。</p> <p>○計画期間を平成 20 年度から平成 27 年度までの 8 年間とする。概ね 3 年をめどに定期的に検証し、必要に応じて計画を改定する。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
<p>調布市耐震改修促進施策検討委員会の開催 関係部署との情報共有 調布市耐震改修促進計画の改訂 閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化事業 助成要綱の策定 市内の建築物の耐震改修を促進するための必要な施策の検討 調布市耐震改修促進施策検討委員会開催数：4 回 耐震診断・改修の指導助言数：60 件 ①対象建物（住宅）：22,000 件 ②対象建物（民間特定）：48 件 ③対象建物（公共）：28 件 ①耐震性有建物数/対象建物数（住宅）：77.2% ②耐震性有建物数/対象建物数（民間特定）： 82.4% ③耐震性有建物数/対象建物数（公共）：100%</p>	<p>調布市耐震改修促進計画の目標年次である平成 27 年度の耐震化率の状況や東京都の動向等を踏まえ、さらなる耐震化に向けた取組について検討を行う。</p>		

事業名	私立保育園耐震化促進事業の実施	担当課	子ども政策課
概 要	○東京都の「社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修経費）補助金」を活用し、私立保育園の耐震化の推進を図るため、耐震改修経費を補助する。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
<p>保恵学園保育所は平成 23 年度耐震改修完了 緑ヶ丘保育園は耐震改修未完了</p>	<p>緑ヶ丘保育園の耐震改修を完了する。</p>		

事業名	防災対策事業	担当課	建築指導課	
概 要	<p>○被災建築物応急危険度判定事業：大地震などの被災時に、余震等による倒壊や落下物による2次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定員が被災建築物を調査する。この活動を円滑に行うため日頃から意識の高揚や技術の向上を図る。</p> <p>○建築防災週間における防災対策推進事業（1年に2回）：多数の人が利用する大型施設を対象に避難施設等を点検する防災査察を実施し、防災対策推進を図る。</p>			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
①被災建築物応急危険度判定員だよりの作成及び送付 ②防災査察の実施（指導・助言：2回、防災査察回数：2回、応急危険度判定員：192人）	被災建築物応急危険度判定事業に関し、判定活動が円滑に機能するよう、応急危険度判定員数の確保と育成を引き続き目指す。			

事業名	消防力の向上	担当課	総合防災安全課		
概 要	<p>○消防事務を東京消防庁に委託し、安定した消防活動を維持するとともに、これを補完する消防団の円滑な運営と関係団体間の連携等により、消防力の向上を図る。</p>				
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）				
東京消防庁への消防事務委託および消防団との連携の調整 消防分団：15団	常備消防は、東京消防庁に委託しており、今後も消防活動の維持を図るため、相互の連携・調整を行い消防力の向上を図っていく必要がある。				

3 安全対策の充実

○● 基本方針 ●○

高齢者や障害者をはじめ、全ての市民が安全で安心して暮らせるよう、地域と行政、関係機関等が連携した防犯・交通安全対策を推進します。また、市民が健康的で快適に暮らせるよう安全性の高い生活環境の充実を図ります。

事業名	安全・安心メールの配信	担当課	総合防災安全課
概 要	○携帯電話、パソコンなどで登録された市民のメールアドレス宛に、市内及びその周辺で発生した不審者、事件、事故などの生活安全に関する情報や災害についての情報を配信し、防犯を中心とした意識の高揚を図る。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
	地域の防犯情報を共有化して防犯力の向上を促進するため、安全・安心メールの登録者へ、事件や不審者情報等の配信を行った。 東日本大震災後の計画停電に関する情報を配信したこと、加入者も大幅に増加した。		学校安全・安心メールに関して、引き続き学校単位での活用を支援していく。

事業名	防犯意識の啓発	担当課	総合防災安全課
概 要	○市内における犯罪の抑止と市民が犯罪被害に巻き込まれないようにすることを目的に、専門家による生活安全講演会、警察署の協力による防犯・薬物乱用防止教室、教育関係機関職員に対する不審者侵入対策訓練等を開催する。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
	生活安全講演会を実施 児童館、小学生を対象とした防犯教室、薬物乱用防止教室の開催 放課後遊び場対策事業専門嘱託員を対象とした不審者侵入対策訓練の実施 講演会・防犯教室等の開催：30 件 防犯を心がけ、対策をしている市民の割合： 91%		各機関で警察との連携を深めていく

事業名	学校・通学路の安全確保の推進①	担当課	教育総務課
概 要	<p>○不審者等の侵入を未然に防ぐため、校舎等の出入口に監視カメラを設置し管理諸室に設置した監視モニターで来校者の確認を行う。</p> <p>○あわせて児童・生徒の安全確保を図るため、学校管理補助員による校門等出入口の巡視、校舎・体育館及び学校敷地外周等の巡回業務を行う。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
機械警備及び監視モニター：小学校 20 校、中学校 8 校 学校管理補助員：小学校 AM8:00～PM7:00、中学校 PM5:00～PM9:00	引き続き児童・生徒が安全で安心して学習できる環境を確保するため、監視モニター及び学校管理補助員の配置を行う。		

事業名	学校・通学路の安全確保の推進②	担当課	学務課
概 要	<p>○児童・生徒の通学時において、次の個別事業を推進し、総合的に効果的な通学時の安全確保を図る。①通学路標示板の更新設置(昭和 61 年度から整備を開始。全学区域内の定期的な更新等を実施。), ②通学路マップの作成(年度ごとに各小学校別通学路図を作成し、小学校新入学予定保護者等へ配付), ③通学路要望の受付・対応(学校 P T A 等からの要望を受理し、総合防災安全課、道路管理課、警察署等関係部署に、要望事項を整理し対応を依頼), ④交通安全運動の実施(春・秋交通安全運動を各校で実施。交通安全横断幕の作製), ⑤児童通学見守り業務委託, ⑥交通安全対策連絡会議への出席。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
通学路標示板更新設置：398 か所 通学路マップの作成配付：2,780 枚 通学路要望の受付処理 交通安全運動の実施：春・秋計 2 回 児童交通擁護業務委託 交通安全対策連絡会議参加：4 回	基本的な実施事業は継続していく。 あわせて、行政(市)の実施する市内全域に対する交通安全対策等をも見守りながら、市民・地域・行政と協働して、児童・生徒の通学時の安全確保への取組を目指す。 ※平成 24 年度以降、「児童交通擁護業務委託」は「児童通学見守り委託」と名称変更する。		

事業名	地域での防犯パトロールの支援	担当課	総合防災安全課
概 要	<p>○自治会や学校等に対して防犯パトロール支援用品の貸与、市民に対し防犯意識啓発グッズを配布し、地域での防犯パトロールを支援し、防犯活動の推進を図る。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
自治会や学校等に対する防犯パトロール支援用品貸与、防犯意識啓発グッズ等の配布	劣化した防犯パトロール支援用品の交換等も視野に入れ、自治会及び学校等のニーズに合ったものや、グッズの性能、利便性を向上させたものへの移行を検討する。		

事業名	見守りネットワークの推進	担当課
概要	高齢者支援室 高齢福祉担当	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
9 か所全ての地域包括支援センターに見守りネットワーク（みまもっと）担当者を配置し事業を実施した。また、見守りネットワークシステムの運用を行い、効率よく支援ができるようにした。	10 か所全ての地域包括支援センターに見守りネットワーク（みまもっと）担当者を配置し事業を実施。また、見守りネットワークシステムの運用を行う。	

事業名	救急医療情報キットの提供	担当課
概要	高齢者支援室 高齢福祉担当	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
平成 23 年度に事業を開始し、平成 23 年 12 月末までに約 4,700 件の配布を行った。	高齢者の自宅にキットが設置され、万一の時に役立つよう一層の普及を図る。	

事業名	障害者救急医療情報キットの給付	担当課
概要	障害福祉課	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
平成 24 年度からの実施を目指し準備	給付件数は、予算の範囲内で需要に対応する。	

事業名	D V 被害者民間シェルターの運営支援	担当課
概要	男女共同参画推進課	
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）	
連絡会からの交付申請に基づき補助金を交付する。 連絡会： 1 団体	引き続き、連絡会からの交付申請に基づき補助金を交付する。 連絡会： 1 団体	

事業名	児童虐待防止センター事業の推進	担当課	子ども政策課
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども家庭支援センターすこやか」において事業を実施している。市民からの緊急的な児童虐待等の相談・通告などに対応する窓口として、フリーダイヤルの「すこやか虐待防止ホットライン」を設置するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関との連携や適切なサービス調整を行い、虐待の防止・早期発見・支援に努める。 ○「すこやか虐待防止ホットライン」の周知のためカードを配布している。 ○保護をする児童等への支援を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を平成19年2月9日に設置。あわせて、保護をする児童の見守りに関する対応を、本協議会のケース会議の協議事項に位置付け、適切な対応を図る。 ○専用フリーダイヤルによる相談時間は、すこやか開館日の9:00～17:00（Eメールも可）。 		
	<p>現在（平成23年度）</p> <p>いじめや虐待についての相談に対応（すこやか虐待防止ホットライン） 関係機関との迅速かつ的確な連携、サービス調整 児童虐待防止センター事業の広報PR（チラシ及びホットライン周知用カードの配布等） 「虐待の予防と緊急時の対応マニュアル～第2版～」の配布 要保護児童対策地域協議会の中核機関として活動 要保護児童の支援、見守りにおいて、学校、保育所等から児童の出欠席状況等についての定期的な情報の受理</p>	<p>6年後の目標（平成29年度）</p> <p>事業の継続 必要な見守りの充実</p>	

事業名	障害者虐待防止センターの設置（新規）	担当課	障害福祉課
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）に伴い、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、障害者虐待防止センターを設置する。 		
	<p>現在（平成23年度）</p> <p>新規事業、設置準備</p>	<p>6年後の目標（平成29年度）</p> <p>センターの設置・開設 事業継続</p>	

事業名	安全・安心パトロールの実施	担当課	総合防災安全課	
概 要	<p>○調布夜間安全・安心パトロールは、青色回転灯装着車両によるパトロールを警備会社に委託し、市内を南北 2 ブロックに分け、1 年を通じて、午後 9 時から翌午前 6 時まで、主にひったくりなどの犯罪を抑止する目的でパトロールを実施している。</p> <p>○調布子ども安全・安心パトロールは、主に子どもが被害者となる犯罪を防ぐため、市内を 4 ブロックに分け、学校閉校日を除いた午後 1 時から午後 10 時まで、各小中学校及び児童館周辺を、車両 4 台(各車両 2 人の警備員乗車)での巡回を基本としてパトロールを実施している。</p>			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
「調布夜間安全・安心パトロール」365 日実施 「調布子ども安全・安心パトロール」210 日実施 調布夜間安全・安心パトロール：365 日 調布子ども安全・安心パトロール：210 日 防犯に心がけ、対策をしている市民の割合： 91%	今後も継続する予定			

事業名	調布駅周辺パトロールの実施	担当課	総合防災安全課	
概 要	○調布駅南口の「安全・安心見廻組屯所」を拠点として調布駅南口周辺におけるひったくりや自転車の盗難などの市民に身近な犯罪の抑止、歩行中の喫煙やタバコ、空き缶などのポイ捨て、迷惑駐車などのマナー違反を防止し、清潔で快適な生活環境の確保を目的としている。			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
調布駅南口の「安全・安心見廻組屯所」を中心 に、警備員によって調布駅南口周辺の犯罪抑止力を 高め、都市美化や違法駐車などへの対応も視野 に入れたパトロールを 365 日実施する。 調布駅周辺パトロール：366 日 防犯に心がけ、対策をしている市民の割合： 91%	平成 24 年度に見直し予定			

事業名	安全・安心マップの作成支援	担当課	総合防災安全課
概 要	<p>○子ども自身が防犯上気をつけたい場所を確認し地図にまとめ上げる作業を支援する。</p> <p>○作成の過程でどのような場所が犯罪に巻き込まれやすいかを理解させることにより、被害防止能力を身につけさせる。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
児童館、学童クラブにおける地域安全マップ作成支援。従来、作成した地域安全マップは児童館等に掲示していたが、作成した地図を再編集して保護者や地域関係者等に配布し、地域の防犯意識の向上を図っている。 マップ作成回数：5回 防犯に心がけ、対策をしている市民の割合： 91%			定着状況に応じて継続の予定

事業名	社会を明るくする運動の推進	担当課	福祉総務課
概 要	<p>○法務省の主唱により、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進する。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
駅頭 P R 活動、中学生のサッカー教室、中学生の意見発表会、作文コンテスト、各種事業数 4 件			引き続き、事業を推進する。

事業名	交通安全意識の啓発	担当課	総合防災安全課
概 要	<p>○交通安全や交通事故情報の提供や、「子ども交通教室」、「交通安全市民のつどい」、「高齢者交通安全指導員研修会」、「スタントマンを活用した自転車交通安全教室」等を実施し、子ども・高齢者や自転車・二輪車利用者等に交通ルールの遵守・交通安全に対する意識の向上を図るなど、警察・関係団体と連携して各種交通安全啓発を実施している。</p>		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
「子ども交通教室」「交通安全市民のつどい」「高齢者交通安全指導員研修会」「スタントマンを活用した自転車交通安全教室」の実施や関係団体と連携し、各種交通安全啓発活動を通じて交通安全に対する意識の向上を図っている。			引き続き、事業を推進する。

事業名	交通安全施設の整備と関係機関への要望	担当課	道路管理課
概 要	○交通安全施設（街路灯、道路反射鏡、防護柵、区画線、自発行式交叉点鉢）の設置及び維持管理を行うことで、歩行者や自転車、バイク、自動車等の交通手段を利用する市民が安全かつ快適に通行できる交通環境の整備の促進を図る。また、信号機や横断歩道等、交通管理者が設置するものについて、市民から要望があった場合、警察等関係機関への要望を行い、市内の道路交通の安全確保を図る。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
道路反射鏡新設、道路反射鏡補修、防護柵修理、道路区画線標示、自発光式交差点鉢補修、道路照明修理、道路照明設置 交通安全施設新設・修理箇所数：6,100 か所 市内の交通事故件数：1,000 件	交通安全のより一層の改善を図り、市民の安全、快適な交通環境を目指す。		

事業名	自転車等駐車場の維持管理と有料化	担当課	交通対策課
概 要	○従来から放置自転車対策として自転車等駐車場の設置、撤去活動等を行っているが、依然として鉄道駅周辺等では放置自転車等が発生している。必要収容台数を効率的に確保するため、恒久的な立体駐車場の整備・有料化が必要となっているが、駐車場用地の約 7 割が借地であるなど不安定かつ非効率的な駐車場の設置となっている。このため、市では平成 20 年 3 月に策定した「調布市自転車等対策実施計画」に基づき、恒久的な駐車場の整備・有料化を進めるとともに、適正管理を行っていく。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
平成 23 年度現在、仙川駅、柴崎駅、西調布駅、飛田給駅及び京王多摩川駅周辺の駐車施設については、整備・有料化済み。 市内の駐車場箇所数：44 か所。内、整備・有料箇所数：23 か所（52.27%） 駐車施設の公有化率：27%（12 か所／44 か所） 駐車場用地の有効活用を図る目的から、市有地については中心市街地を中心に立体化整備に着手している。 駐車場収容台数：約 25,400 台	実施計画での駐車場整備・有料化の計画年度（平成 30 年度）、また、駐車場公有化の計画年度（平成 37 年度）に向けて、恒久的な駐車場の整備・有料化に取り組む。		

事業名	放置自転車の撤去	担当課	交通対策課
概 要	○駅周辺や道路上の放置自転車等については歩行者や車両等の通行の妨げになっている。この問題の解決を図るため、自転車等放置禁止区域内や公道上に放置されている放置自転車等の撤去作業を継続的に行い、歩行者や車両が安全・安心に通行できる快適な環境を創造する。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
放置自転車等の撤去強化を行う。 放置自転車の撤去台数：16,460 台 撤去自転車等に対する返還率：65.96%	実施計画での駐車施設有料化の計画年度(平成 30 年度)にあわせ、自転車等放置禁止区域拡大等の放置自転車等撤去の強化に取り組む。		

事業名	公共施設のシックハウス対策	担当課	環境政策課
概 要	○室内化学物質の放散に関する対策、化学物質の使用に関する方針を検討し、化学物質による健康被害の発生を防止する。 ○市が設置、管理する公共施設における室内化学物質の放散に関する対策、化学物質の使用に関する方針等を規定したシックハウスマニュアルの周知徹底と運用 ○有識者によるチェックと助言 ○公共施設等の新設、改修工事に伴う測定及び測定結果の公表 ○職員の意識の向上		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
化学物質放散対策検討委員会開催：1 回 調布市公共施設等シックハウスマニュアルの周知徹底 情報提供回数（ホームページ公開・研修会開催など）：2 回 室内空気環境測定対象施設数（公共施設の新築・増改築・備品搬入等）：延べ 29 施設 シックハウスマニュアルに沿った室内空気環境測定を実施した全施設において基準をクリアした。	厚生労働省が指針値を示す 13 物質の規制が社会的に定着し、シックハウスの問題自体は落ち着いてきているが、完全になくなってはいない。安心して利用できる公共施設を提供するため、シックハウスマニュアルに沿った運用を継続する。 シックハウス対策について厚生労働省から新たな基準が出されるなどの変更に応じて、シックハウスマニュアルを見直す。		

事業名	民間施設のシックハウス対策簡易測定	担当課	環境政策課
概 要	○市民の住宅や民間施設のシックハウス症候群を防ぐ対策として、要望に基づき、ホルムアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエンの 3 種類について、化学物質の簡易測定を実施する。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
簡易測定の実施 簡易測定の P R 予防 P R 回数（市報・FM放送・H P 等）： 2 回 相談件数： 1 件	厚生労働省が指針値を示す 13 物質の規制が社会的に定着し、シックハウスの問題自体は落ち着いてきたといえる。しかしながら、完全に解決した状況ではないため、今後も要望に応じて民間施設の簡易測定を実施する。		

事業名	公共施設のアスベスト対策	担当課	環境政策課
概 要	○アスベストによる市民の健康被害の発生を防止する。 ○平成 17 年、アスベストによる深刻な健康被害が社会問題化し、公共施設等におけるアスベストの使用実態等について調査を行うとともに、迅速に必要な対策を講じることとした。 ○府内の検討委員会において、関係各課との情報交換、対策の方針決定を行うとともに、方針に基づく取組、内外への情報提供等の役割分担を確認する。 ○役割分担に応じた対策の状況、結果等の情報を共有化する。 ○市民に対し、必要な情報提供を行う。		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
公共施設についてアスベストの囲い込み、除去の対策を完了している。囲い込み対応をしているアスベストについては、今後、解体や改修工事の際に飛散対策状況等の情報を共有化、市民に対しての情報提供を行う。 平成 21 年、東京都への届出対象となるアスベスト除去作業にあたる場所の延べ床面積が 500 m ² 以上から 2,000 m ² 以上に変更された。 検討委員会開催回数： 0 回	公共施設で囲い込み対応をしているアスベストについては、今後、解体や改修工事の際に関連法令に基づき適切な対応を行うとともに、市民に対し必要な情報公開を行っていく。 必要に応じ検討委員会を実施する。		

事業名	河川水質等の調査監視と啓発	担当課	環境政策課
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○多摩川水系（多摩川、野川、府中用水、仙川、入間川）の年2回の関係17市町村と2区との合同河川調査及び市独自調査 ○調査内容は流量、PH、BOD等の46項目。有機塩素系化学物質等の状況把握。調査業務は、専門業者に委託しているが、状況に応じて職員が立会い、判断、指導を行っている。 ○市内を流れる河川、用水等に生息する水生生物を生態調査し、その生息状況を把握するとともに、生物学的に水質判定を行い、河川環境を判定する河川環境保全のための基礎資料とする。 ○調査結果は、毎年発行している「未来へつなぐ調布の環境（環境年次報告書）」で公表している。 		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
①流量調査、②市内河川水質定期調査、③多摩川水系合同調査、④水生生物調査を実施した。 河川の水質調査延べ回数：29回 水生生物調査：1回 流量調査の調査箇所：11か所 水質汚濁の調査箇所：11か所 水生生物の生息状況箇所：7か所	調布市における市内の河川水質データの積みかさねで環境監視を継続し推進する。 ①流量調査、②市内河川水質定期調査、③多摩川水系合同調査、④水生生物調査を実施する。 河川の水質調査延べ回数：29回 水生生物調査：1回 流量調査の調査箇所：11か所 水質汚濁の調査箇所：11か所 水生生物の生息状況箇所：7か所		

事業名	大気汚染等の調査監視と啓発	担当課	環境政策課
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○大気中に含まれる物質の状況を通年で、二酸化硫黄、一酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、オキシダント、風向、風速、温度、湿度9項目の定点観測を行う。また、年1回移動局3か所で同様の調査をし、大気の状況を把握する。一般環境及び道路環境における大気の状況について、監視・把握するために、市庁舎・下石原交差点局に測定局を設置し、通年測定を実施する。 ○測定結果は毎年発行している「未来へつなぐ調布の環境（環境年次報告書）」で公表している。 		
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）		
大気アスベスト調査の実施（市内6か所） 大気移動測定調査を市庁舎測定局、下石原測定局で測定（調査・測定項目：11件、調査・測定箇所：5回） ※環境基準を超えた日数：0日	大気アスベスト調査の実施（市内4か所、市内の幹線道路を中心）。 大気移動測定調査を市庁舎測定局、下石原測定局で測定（調査・測定項目：11件、調査・測定箇所：5回） CO2削減状況にともない項目を検討する。		

事業名	都民の健康と安全を確保する条例に基づく 環境確保	担当課	環境政策課
概 要	○「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(都環境確保条例)に関する事務のうち、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、市が処理することとされている事務を執行する。都条例により処理することとされている事務は次のとおりである。①工場の設置認可、監視指導、苦情処理等の事務、②指定作業場の設置届、監視指導、苦情処理等の事務、③深夜営業騒音苦情処理の事務、④一般騒音苦情処理等の事務、⑤アスベスト飛散防止対策工事届、アスベスト関係苦情処理の事務、⑥揚水施設設置届の事務、⑦有害化学物質対策に係る報告、現場調査等の事務、⑧有害物質取扱事業者土壤汚染状況調査届の事務、⑨各種統計調査報告書の作成、照会回答、帳簿管理等の事務。これらの事務処理に関し、東京都から事務処理特例交付金が交付される。		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
市が処理することになっている環境確保条例に基づく事務等を行う。 各種届出の受理件数：94 件 公害に関する苦情件数：83 件		引き続き「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(都環境確保条例)に関する事務のうち、「市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、市が処理することとされている事務を行う。	

4 情報提供の充実

○● 基本方針 ●○

市や地域が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報提供を行います。

事業名	担当課	生涯学習交流推進課
概 要	○在住外国人が日常生活において必要としている基本的情報や、行政として認識しておいていただきたい情報を多言語でまとめた冊子で提供する。	
	外国語版生活便利帳（4ヶ国語）の発行 平成 20 年度改訂版発行：2,000 冊 平成 21 年度増刷：1,000 冊 平成 22 年度増刷：1,000 冊	引き続き便利帳によるわかりやすい情報提供を行うとともに、転入者及び必要とする人に確実に配布する。

事業名	担当課	協働推進課
概 要	○自治会会員相互の情報交換及び行政情報等の提供の場として活用している自治会掲示板の設置及び維持管理を行う。 ○移設・新設の手順は、自治会長からの申請を受理し、現地を調査した上、設置場所の関係機関と協議（私有地の場合は申請前に自治会で地主と協議し設置受諾を受け申請書に明記）し、業者による作業を実施する。最後に作業結果の確認を行う。 ○修繕・撤去の手順は、自治会長からの申請を受理し、現地調査をした上、業者による作業を実施し、最後、作業結果の確認をする。	
	新設：6 基、移設：4 基、修繕：7 基、撤去：2 基	地域活動活性化や市政情報の広報等をお願いするため、今後も継続していく。

事業名	観光案内誘導標識の維持管理・設置	担当課	産業振興課
概 要	<p>○調布八景をはじめ市内の観光スポットや観光ルートを案内する案内誘導標識の維持管理等を行う。</p> <p>○主な内容は、既存の観光案内誘導標識の維持管理や新たな観光案内誘導標識の設置</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
東京都等と連携した効果的な誘導標識の設置 市内観光案内誘導標識の修繕数：3 基 市内観光案内誘導標識の新設数：1 基		誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインに配慮した案内板設置・更新の事業継続	

事業名	音声コードの作成（新規）	担当課	障害福祉課
概 要	<p>○市が視覚障害者等に送付する文書等を音声コードに変換して添付することで、活字文書読み上げ装置等で音声による読み上げを可能にし、情報のバリアフリーを図る。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
事業展開中 情報のバリアフリーの推進を図る。		音声コード作成の一般化	

事業名	「障害者福祉のしおり」の作成	担当課	障害福祉課
概 要	<p>○障害児・者に関する諸制度、利用案内等を冊子にまとめ、窓口で配布する。S P コード版作成については検討する。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
窓口で配布		情報のバリアフリーに沿ったしおりの作成	

事業名	市ホームページの運用	担当課	広報課
概 要	<p>○音声読み上げ、文字の大きさや背景色の変更ができるウェブ・アクセシビリティ支援ツールを市のホームページに掲載する。</p>		
現在（平成 23 年度）		6 年後の目標（平成 29 年度）	
概要のとおり		継続して実施する。	

事業名	市報等の発行	担当課	広報課	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○毎月 5 日・20 日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けしている。 ○声の広報：市報の内容をカセットテープに音声録音し、希望者に郵送配付している。 ○市報ちようふテキストデータのホームページ掲載：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちようふのテキストデータを市のホームページに掲載している。 ○市報ちようふテキストデータのメール送信：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちようふのテキストデータをメールにて送信している。 			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
概要のとおり	継続する。			

事業名	広報番組の製作	担当課	広報課	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルテレビやコミュニティ FM を活用し、映像や音声で市政情報をお届けしている。 ○テレビ広報ちようふ（ケーブルテレビ（J : COM））：映像で市政情報を伝えている。文字情報も活用し、聴覚に障害のある方にもわかるよう工夫している。 ○調布市ほっとインフォメーション（調布 FM (83.8MHz)）：音声で市政情報を伝えている。 			
現在（平成 23 年度）	6 年後の目標（平成 29 年度）			
概要のとおり	継続する。			

資料編

調布市福祉のまちづくり条例

平成9年3月21日

条例第5号

改正 平成21年9月18日条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第11条）

第3章 情報の共有化のための取組（第12条）

第4章 都市施設の整備（第13条—第17条）

第5章 特定都市施設の整備（第18条—第26条）

第6章 住宅の整備

　第1節 通則（第27条・第28条）

　第2節 集合住宅（第29条—第31条）

第7章 雜則（第32条—第34条）

附則

私たちの願いは、高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるよう豊かで温かいまち調布を実現することである。

そして、だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である。

このためには、保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮が必要であり、市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営みが必要である。

私たちは、豊かで温かいまち調布の実現を目指すことをここに宣言し、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人が安全かつ円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについての基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るために施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、福祉のまち

づくりを推進し、もって豊かで温かいまち調布の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげることをいう。
- (2) 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。
- (3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮又は宿舎（個人の占有部分を除く。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進するうえで果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業の実施に当たり、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第6条 市は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講ず

るよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する目標
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第9条 市は、前条に規定する福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(支援)

第10条 市は、市民又は事業者が福祉のまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導するため、特に必要と認めたときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の評価点検及び市民等の意見の反映)

第11条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、当該施策について定期的に評価点検を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市民及び事業者の意見を福祉のまちづくりに関する施策に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 情報の共有化のための取組

第12条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスをすべての人が円滑に利用するために必要かつ有益な情報を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、当該情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 都市施設の整備

(都市施設整備基準の策定)

第13条 市長は、都市施設の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「都市施設整備基準」という。）を策定しなければならない。

2 都市施設整備基準は、次の各号に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じ

て定めるものとする。

- (1) 出入口の構造に関する事項
 - (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
 - (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
 - (4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項
 - (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用することができるようするためには必要な基幹的事項
- 3 市長は、都市施設整備基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(都市施設整備基準への適合努力義務)

第 14 条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 施設所有者等は、すべての人が円滑に都市施設から他の都市施設へ移動することができるようするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第 15 条 施設所有者等は、都市施設を都市施設整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、都市施設整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該都市施設が都市施設整備基準に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、当該請求をした施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(都市施設の安全な利用の確保)

第 16 条 都市施設を管理する者は、当該都市施設の安全かつ円滑な利用について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、都市施設において、物品の放置その他の行為（以下「物品の放置等」という。）によりすべての人の安全な移動又は利用を妨げることのないよう努めなければならない。

- 3 都市施設を管理する者は、物品の放置等その他すべての人の安全な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに当該妨げとなる事由を排除するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第 17 条 市長は、すべての人の安全かつ円滑な移動を確保するため、適切な移動手段の確保及び整備に努めるものとする。

- 2 市長は、公共交通機関について、すべての人の安全かつ円滑な移動を確保するため、必要と認めたときは、その車両等の構造上の配慮及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第 5 章 特定都市施設の整備

(特定都市施設遵守基準の遵守)

第 18 条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、都市施設整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの（以下「特定都市施設遵守基準」という。）を遵守するための措置を講じなければならない。

2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第 22 条第 1 項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、特定都市施設遵守基準を遵守しなければならない。

（届出）

第 19 条 特定整備主は、第 13 条第 2 項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令等により、都市施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第 20 条 市長は、特定整備主に対し、その特定都市施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第 14 条及び第 18 条第 1 項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要と認めたときは、都市施設整備基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（工事完了届）

第 21 条 特定都市施設の新設又は改修に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（既存特定都市施設の状況の把握等）

第 22 条 この章の規定の施行の際現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、当該既存特定都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

2 市長は、前条に規定するものほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要と認めたときは、当該既存特定都市施設の都市施設整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずよう指導及び助言をすることができる。

（報告の徵収）

第 23 条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第 20 条及び前条第 2 項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る第 18 条の規定の遵守の状況及び都市施設整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

（勧告）

第 24 条 市長は、第 19 条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に

対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、特定整備主等が正当な理由なく第18条の規定に違反していると認めたとき、又は特定整備主等の特定都市施設の新設若しくは改修に伴って講ずる第14条第1項の規定に基づく措置が正当な理由なく都市施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めたときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(特定都市施設に関する調査)

第26条 市長は、第20条、第22条第2項、第24条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、第18条の規定の遵守の状況及び都市施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

- 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第6章 住宅の整備

第1節 通則

(情報の収集)

第27条 市長は、住宅の整備に関する適切な基準等を市民に提示するため、必要な情報の収集に努めるものとする。

(住宅の供給)

第28条 住宅を供給する事業者は、すべての人が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 集合住宅

(集合住宅整備基準の策定)

第29条 市長は、集合住宅の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「集合住宅整備基準」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、集合住宅整備基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(集合住宅整備基準への適合努力義務)

第30条 集合住宅を所有し、又は管理する者は、当該集合住宅を集合住宅整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第31条 第15条の規定は、集合住宅整備基準に適合している集合住宅について準用する。

- 2 第5章の規定は、規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

第7章 雜則

(市の施設の先導的整備等)

第32条 市は、自ら設置する都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

2 市長は、国及び他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

（国等に関する特例）

第33条 国等及び市については、第19条から第26条までの規定は適用しない。

2 市長は、国等に対し、都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

（委任）

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条まで、第4章及び第27条から第31条までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成10年3月規則第9号で、同10年4月1日から施行）

附 則（平成21年9月18日条例第23号）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）

第18条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第19条の規定による届出をした者について適用する。

登録番号 (刊行物番号)
2011-269

調布市福祉のまちづくり推進計画

発行年月 平成24年3月
発行 調布市
編集 調布市福祉健康部福祉総務課
〒182-8511
東京都調布市小島町2-35-1
電話 042(481)7101
URL <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

